

政治と教育

—道徳教育をめざして—

桝田信吾

目次

序	1	(2) 道徳教育と中立性（昭和26年より40年まで）	7
I 戦後の文教政策の推移	2	II 今後の教育の指向	18
(一) 民主主義と教育改革	2	(1) 国民的統一の基盤	
(1) 民主革命の意義		(2) 国民的当為の問題	
(2) 終戦より憲法改正まで		1. 教育政策の在り方	20
(3) 追放解除、政界の再編成と官僚制の強化	3	2. 自民党の道徳教育論	22
(4) 教育改革と人間像	4	3. 社会党の道徳教育論	23
(二) 占領教育制度改革	5	4. 共産党の道徳教育論	25
(1) 独立体制と保守反動	5	(3) 真の教育を求めて	25

序

敗戦による日本は、様々な意味において大いなる変化を、それを意識すると否とに拘わりなくしてきたし、亦させられてきた。戦後20年を経過した今日、戦後から一応形の上からは終止符を打ち、回復したといわれてもよい時期であるが、しかし冷静に歴史的な眼で之を見る時猶じゅうぶんに敗戦前後の意識からどれだけ反省検討をへて脱却し、進展したといえるだろうか。

われわれが毎日、新聞により報道されることは、上は民主政治を唱えその政策を推進せんとする政府及その与党自民党と、同じく民主政治を唱え乍ら、国政のほとんどの面において意見の対立をなし、国会において反対を、恰も反対のための反対の如き観さえ一般国民に抱かしめ、心ある者をして冷笑「国会における代表者」に対する失望を抱かしめ、又これに慣れて何とも感じなくさせておる野党の動きがある。国民はその間にあって、両者相反する方向に進まんとする如き感を抱き、去就に迷うのが実情であり、両政党ともその日常活動において政策を国民に周知せしめんとする態度に欠けるため、国民は結局不満足でありながら如何ともなしえず、之等政党に依存せざるをえぬ状況にあるといわざるをえない。しかしそれは世界における日本の地位を低からしめ、世界の軽侮冷笑をうける以外ない。そして公正な民生政治のルールに

則らない国会の運営が続く限り、国民の批判叱正はファンズムの方向に進むか、或はより見識ある国民による第二次の改革の断行に進ましめるか、恰も第一次大戦後のワイメール憲法下のドイツの国情に似た現象を想わせるものあり、何れかへの岐路に立たされているのである。事ここに至りて、国民の眞の団結と革新の決意による日本の自主的かつ伝統的なもの上に立つ再建が切望され、自ら蒔ける種子は刈りとらねばならない秋と痛感するのである。

ここにわれわれは戦後20年を回顧し、今後の日本の方針を見定めるために、そして過ちはもう繰返さないと原爆碑に刻み誓ったことを銘肝し、ここに生き残り、戦争の悲しき犠牲となって消え果てて行った数百万の先輩同邦の靈を安からしめるために、亦われわれ自身の自由、幸福を守り、自らの手でしっかりと擗み放さないためにも戦争によって与えられた新憲法における基本的人権を、現在いかに理解し、いかに守り、また求めたらよいかを考えねばならぬし、次の世代の幸福を可能安全ならしめる道を開き且つ守らねばならないと思う。

そこで日本の進路を教育者たらんとする者として、日本の教育の理想に限定し、戦後日本の教育が占領下さいかに行われたか更に講和条約の発効に伴う独立後の教育がいかにあったかを政府の文教政策について検討し、それが自主的であったか、強制的であったか、又それが教育的

見地から前進的な称讃に値するものであったか、単なる保守反動的なものであったか、又それが日本の伝統に立脚し之を生かすものか、或は之を軽視無視するものであったか、政府の文教政策に対し野党や教師集団主に日教組の動きがいかなるものであったかを対照させつゝ教育の目的、目標に関しては小・中・高の社会科の目標更に道徳、倫理のそれに限定し、次に教育に従事する教師の在り方、そして教育行政の不当な支配に陥らないための在り方について教育法規によりしかも国際情勢や国内情勢の推移の中に年を追って点描し批判してみたいと思う。

1 戦後の文教政策の推移

(1) 民主革命の意義

(一) 民主主義と教育改革

日本は敗戦によりポツダム宣言の受諾履行となったが憲法改正からその他明治憲法下の諸法規諸制度はすべて民主的変革をうけ、民主革命をうけた。しかしそれは多分に連合国による「外から」もたらされた変革であり、天皇に代って連合国軍最高司令官マッカーサーの指示監督下における、日本政府を通しての、間接統治による変革であり、欧米諸国の市民革命にみられる如き、人民大衆によって闘いとられたものでなかった。しかしこの変革によって「国民大衆が大幅に解放されたことは否定しがたい」*1ことであるといえる。

このことについては昭和39年12月10日の毎日新聞の「戦後日本の発見一民主化（下）」の記事によると、京大人文科学研究所員加藤秀俊氏の「民主……」ということばが、新聞紙面でどんな使用度数を示し、どんな意味で使われたかを調査した（31年5月思想所収）の内容がのせられているが、「戦後民主主義のピーク、昭和22年には実践とかかわりあう行動のモノサシ、イデオロギー的であり、与党、官僚制、封建性への攻撃シンボルとして使われた。ところが第一次追放解除、警察予備隊から保安隊への転換計画が発表された27年1月には、抽象的儀式的となり、外圧再軍備化、ファシズム的立法からの防衛的シンボルとなった」と指摘し、戦後早々の民主化は秩序をかえていくための過程であり、政治の面だけでなく財團解体、農地改革、労組結成、婦人解放、家庭、職場などあらゆる面を包みこむ目標であったが、朝鮮戦争をはさんだ5年後には、はやくも「民主主義」はできあがった秩序をまもるもの象徴として転語化されていると述べている。

そして35年5月19日安保条約の単独採決をした岸首相が「日本は議会政治の国であり、その議会で絶対多数を占める自民党中央の、そのまた絶対多数が採決に参加した。

だから採決は法規に照らして間違っていない」と語り「民主主義イコール法的制度万能主義」を強調したが、5月19日の民主主義のルールを無視した単独採決は戦後の国民的シンボルとしての民主主義のはきがえとして民主主義がナショナリズムと結びつき国民運動としての安保反対闘争となり岸内閣は退陣せざるをえなかつたのである。そこには国民大多数とはいわずとも民主主義を守るものとしての動きが結集されたものといえるのである。（以上加藤氏の調査による）

又慶應大学生の憲法意識調査（39年12月13日付毎日）でも6割が「九条」支持と憲法九条の理想に共鳴している点平和ムードとはいえ、民主、平和憲法に解放感を抱いているものと云えるのである。またひろく憲法改正についての調査が27年から33年迄の5回にわたりなされた結果について40年2月25日の毎日新聞「戦後日本の発見一自衛化（中）」の記事で「反対は32%から毎日ふえ、37年は61%となり、しかも不明は37%から13%と減じている」点からも解放感をうかがうことができると思う。

しかし、かかる民主革命が憲法改正論者のいうように単に外からの変革であり上からの押しつけであって、日本国の大変革に日本人自身の主体的動きは認められなかつたといえるのであろうか。ここにわれわれは終戦から憲法改正に至る経緯を考察することにより究明することにする。

(2) 終戦より憲法改正まで

終戦時連合国はポツダム宣言の履行について天皇制は廃止し天皇を戦争裁判にかける意向が強かったのが実情であり、米国も連合国の方に向いて天皇制に対して表面上厳正な態度で臨み、天皇を裁判にかけるかも知れないとのめかしたり*2し、憲法改正についても日本政府の松本国務相の改正案は「明治22年憲法に若干の修正を施したものにすぎず、天皇が統治権を総揽し給うとする大原則にしては何等の変更を加えないもの」*3に満足せず、連合国軍総司令部作成の憲法草案を政府に示し、もし之を即刻に参考にし、その趣旨を表明せる憲法草案を政府案で作らねば、国民に総司令部案を示し、改正を断行すると脅かした。そして総司令部案に即した憲法を作成提出しない限りは天皇の一身について今後保障することは出来ない旨を述べ*4たといわれている。

之に対し当時の幣原首相は憲法改正には本来熱意なく

*1 岡義武編現代日本の政治過程、岩波書店 P 16

*2 住本利男、占領秘録上 P 94

*3 岡義武編、同上書 P 11

*4 " P 12 (住本、P 94より引用)

「民主主義の運用は陛下を政治の中心として君臣一体となってやる。わが国独自の運用により民主的改革はなされうる」*5と考えていたこと、改正必至となつても松本案程度となつたこと、かかる考えは当時の政治指導層に共通のものであることは、先のポツダム宣言受諾の際も天皇制護持を専らアメリカに期待し*6アメリカが天皇制による日本の支配の有利さを認めているという予想を察し*7軍政の代りに間接統治を要望したミズリー号上の調印で安心したとのべている重光外相の心境にも窺われるものがある*8ことと関連し当時の政府は國体護持の下に天皇制を温存させたいと考えたのであり、次の吉田首相らの支配層は「総司令部の意向にそって民主的、平和主義的な新憲法を制定することこそ天皇の一身を安全に保つ唯一の途であり、それは「國体を維持」するための「必要の悪」であると考えたのであった」としている。*9

問題はここにある。即ち政府は天皇制を温存させたいと考えたことは、君主制下の官僚として敗戦による新事態によく対処できない程逼迫混乱の当時としてかかる考え方や態度をとったことはやむをえないこと、当然であったと考えるのであろうが、しかし之を疑ってみ、積極的意図をさぐろうとするならば彼等に民主政治を主権在民的なものにする事を嫌い、反対する態度を執拗に続けさせる意識があったのではなかろうか。このことは後の米国の対日政策変更に伴う追放解除による旧指導者層を復活活用する米国の極東政策の一環の実施と対応して旧指導者層の公職復活が堂々となされたことと関連するのであり、そして之から日本の民主革命は逆コース復古へと変貌するのである。

(3) 追放解除による政界の再編成と官僚制の強化

追放解除により政府の最高構成員の顔ぶれに追放組が多く（鳩山内閣、岸内閣 *10等）又その下に高級官僚としてカム・バックさせ、彼等をその傘下に集め、有能適切な行政指導者陣を再編成させていったことが、旧憲法下における臣意識を依然として残すかの如く思われる中史集権化、官僚統制の強化となり、戦後十数回の行政機構改革の企ても度重なる失敗に終るといった、強力な官僚勢力の温存がみられ、民主政治下の公僕と縁遠い姿が今猶諸官庁にみられるのである。例えば39年12月12日の毎日新聞に「官僚は公僕の名で再登場。戦前を上廻る官僚支配を確立、更に官僚のはなばなしの政界進出と記され、猫の死がい引きとりをどこの部局の担当にするか決めるのに延々四年間かかったという能率の悪さ、責任回避、汚職は22年検挙件数15,433から段々ふえ38年64,086件とうなぎ登りの実績」が報道され、又39年9月21日の

毎日には、元通産省役人、渡辺佳英氏談「行政はいぜん明治以来のセクショナリズムで貫かれている」と歎いていることから察せられるのである。

ここには連合国に対する軍事占領の基本的目的7項の「……日本が再び世界の平和および安全に対する脅威とならないことを最大限に保障するごとき」非軍事化が、民主化より優先的であり、政治の民主化にはその国家を平和愛好的にするというアメリカの伝統的な観念が伏在していたと考えられる。*11 と岡義武氏が云われるような意図 それ故 対日理事会のオーストリア代表であったマクマホン・ボールが「今の支配層は1941年以前の人々と同一の仲間に属し、同一の思想を有している」*12 と語った様に、米国の対日政策の極東政策を考慮してからの甘さ、寛大さがあった。それ故徹底的に民主的傾向の復活強化をなす意図に欠け、手を抜いたことに第一の原因があり、次に日本側における前述の如き終戦時における政府指導者層の天皇制護持、温存の思想が元にあって、終戦処理が元老、重臣、政府首脳部といった極めて少数の人達により秘密裡に決定処理され、国民の閑知、民主的自覚に訴えることがなかったこと、しかも彼等指導者層自体天皇制下の政治組織の中で、互に譲つて輔弼の臣として自己の意見を開陳、吐露して責任を果たす勇気にかける態度から、戦争犯人として極東軍事裁判にかけられても、戦争責任の所在を明かにしえず、之を組織に帰せしめるといった責任回避の無責任さを暴露せざるをえなかったのであるが、かかる意識や思想が洗脳をみぬまゝに、アメリカ側の自国本位の政策からなしくずしの追放解除により、けじめなく追放者のカム・バックとなったために、再び天皇制下の「天皇陛下及天皇陛下の政府に対し」忠誠の義務を持つところの官吏意識が、そのまま民主制下においても、天皇に代る国家のための法の支配が、上から下への支配として、しかも「私事の倫理性が自らの内部に存せずして国家的なるも

*5 岡義武、同上書 P11、又横田喜三郎、ポツダム宣言と日本の将来、印刷局発行 (21.11.30)

*6 マッカーサーは「天皇は20箇師団に匹敵する」といったという (朝日新聞23.7.9)

*7 岡、同上書 P57

*8 " P59~60、P14

*9 岡、P13

*10 第二次鳩山内閣では17名の閣僚中13名は被追放者 (30~31年)

岸内閣では16名中8名尚首相はA級戦犯であった。

*11 岡、同上書 P4~5

*12 "、同上書 P64

のと合一化に存するという論理を、国家的なるものの内部へ、私的利害が無制限に侵入する」*13 官僚独善の事態を惹起せしめたのであるといえるし、又それが「遵法ということがもっぱら下のものへの要請となり、適用は上級者へ行く程ルーズとなり、下級者ほどより厳格となる」*14 高級公務員の横すべり人事や天降り人事、国有財産の不正流用、国會議員から地方議会議員の歳費ベース・アップ、都庁幹部の不明な公金使用、又前述の私意優先の事件となるのである。民主革命の完遂による国民の幸福、国家の発展のためには、どこ迄も公僕としての精神に徹すると共に硝子張りの中で国民監視、民主集中制の管理組織の確立が望まれるのであり、リコール制の改正もその一つの措置と考えられるのである。長年にわたる封建体制下の臣僚意識は民をしてよらしむべし知らしむべからずの態度を改めることは困難であるが、この刷新改革こそ目下の急務であると感ずるのである。

しかしかかる事態に至った事は国民の側に一半の責任があるのは当然である。国民は戦時下、国家総動員の下に醜の御盾として立ったものの、敗北を重ねつゝも真相を知らされず、突如としての終戦を迎えて茫然自失一億玉碎の戦争中の敢闘精神も米軍進駐と共に一朝にして消え去ったものの如く、米軍を迎えてその命に従ったのは、米軍の危惧していた予想に反し、その後の占領も稀にみる無抵抗の中に続けられたということは、戦前戦時に喧ましく唱えられた愛国心も道義の頽廃につれて消滅したというべきか、そこには和辻哲郎博士が指摘された如く「激的に抵抗するもいったん或時期に達すると恬淡として從順になるモンスーン的国民性に由来するものと考えられ、それに加えて今までの「よらしむべし知らしむべからず」式に上がらの命に、個々の自覚に基く個人主義、合理主義的精神なく「勝てば官軍」「長い者には巻かれろ」の考えから、事大主義的迎合、主体性なき権力隨従となったものと考えられ、明治以後の教育勅語に淵源する忠君愛國を中心とする国民道徳も敗戦荒廃下の国民にとっては、その威力も薄弱なものとなり、軍国主義教育も、一旦緩急あれば忠勇なる将兵も、占領下厳しい監視の中、国乱れての忠臣であり、平和になった日本の再建にどれだけの忠臣が現れて活躍したであろうか、影を潜めざるをえなかった事情にしても、戦時下の勇ましい掛け声は急に鳴りを静めたと疑わざるをえない。一億総懺悔ということがどれだけ徹底し、特に指導者層が実践したか、敗戦によりわれわれは日本の恥部をみつけられた思いがするのであり、われわれに取り返しのつかない悲しみの記憶を残すのである。

しかし乍ら、国民にとって人類永年にわたっての人権の要求が勞せずして認められ、義務多くして権利少しき明

治憲法下の官僚支配の時代から、主権在民、人権尊重、平和愛好の新憲法が与えられ、それに基き民主教育が行われるに至ったことは、政戦による悲惨事にあまる起死回生の妙薬であったのであり、ここにわれわれは民主化のために徐々にではあるがたち上がったのである。

(4) 教育改革と人間像

かかる新憲法の制定に伴い、教育改革に重点をおく連合国主に米国の日本の教育民主化政策は着々と推進させられてゆくのであるが、政府も憲法改正草案審議において、憲法から外して、教育の理念、根本方針については教育基本法を制定する意向を明かにし、これまでの教育勅語と教育基本法との関係を明かにし、両院の教育勅語失効の決議となるのである。*15 そしてその後の政府の文教政策に対し、社会党や日教組の、之を反動文教政策と批判し、政府に反対する事態になるのはこの教育基本法の解釈の相違から生ずるのであり、戦後の日本の教育の転回が云々されるのは之に基くという意味に於て、我々は慎重に検討を加える事により、今後の方向付けをしなければならないと思う。

教育基本法は昭和22年3月31日公布、同日施行となつたものであるが、その前文に日本国憲法に基く「民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意」を示し、「この理想の実現は根本において教育の力にまつべきものである」と謳い

第一条（教育の目的）教育は人格の完成をめざし、平和的な国家及社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的の精神に充ちた心身ともに健康な市民の育成を期して行わなければならない」と記してある。

そして、かかる目的は前文の「…平和を希望する人間の育成を期するとともに、普遍的にして、しかも個性ゆたかな文化の創造をめざす」ことであるとする。

これは、学校教育はもとより社会教育をも含めて教育の全般にわたり、わが国の教育の指向すべき基本的なねらいをもうらしているといってよい。尚学校教育においては学校教育法において、下は幼稚園から上は大学に至るまで詳細な規定がなされているが、人格の完成と関連して道徳性を育成するということが、学校におけるすべ

*13 丸山真男、現代政治の思想と行動、上（未来社刊）

P 11

*14 同上

*15 宗像誠也 国分一太郎編、日本の教育、岩波新書

P 25~6

ての教育活動を通してなされるべきである*16 とされ、文部省はその施行規則に「教育課程の基準」等を示すものとして学習指導要領を発表し、その一般篇の中で「この書物は学習指導について述べるのが目的であるが、一つの動かすことの出来ない道をきめて、それを示そうというような目的で作られたものではない。教師自身が充分に研究していく手引として書かれたものである」*17 として、文部省の著作物という性格をもち、教師に強制するものではなかったことを明かにしている。

そこで21年から24年迄の新教育指針（文部省発行）教育基本法（前述により引用省略）学校教育法「民主々義」（文部省教科書）「新制高等学校教科課程の解説」（文部省）から育成るべき人間像をいかに規定しているかあげてみることにする。

21年の新教育指針には「(2)日本国民は人間性・人格・個性を充分に尊重しない。(4)日本国民は合理的精神にとぼしく、科学的水準が低い」（以上P3～9）「真実を愛する心、すなわち真実を求め真実を語り真実を行う態度が……必要である。」（P29）とあり、学校教育法には「自主及び自律の精神」「国際協調の精神」*18を養うことが小学校から、更にその教育の基礎の上に中、高の教育の目標であるとしており、「学習指導要領一般篇」には「社会正義とはどんなことであるかを理解し、これについて敏感になるとともに、そのために努力するようになること」とか「社会科篇」では「青少年の人間らしい生活を営もうという気持を育てるには、基本的な人権の主張にめざすことであると同時に、社会生活の基礎をなしている他人への理解と他人への愛情を育てることである」「今後の教育、特に社会科は、民主々義社会の建設にふさわしい社会人を育てあげようとする」（P2～4）と述べている。

更に23年になると「民主々義では、権威は賢明で自主的に行動する国民の側にある。それは下から上への権威である。」「経済上の民主々義が行われなければ、いかに選挙で代表者を決め、いかに議会で法律を作っても、健全な民主々義は育たない。」（P8～18）「民主々義を体得するためにまず学ばなければならないのは、……自らが正しいと考ふるところの信念に忠実であるという精神なのである。」（P3）と民主化を強調し、自己に忠実なれと説く。

次に教育政策については「これまでの日本の教育には政府のさしつによって動かされるところが多かった。…上からの権威によって思うとおりに左右された。…このようにして政治によってゆがめられた教育を通じて、日本の悲劇が着々と用意されていった。…元来そのときどきの政策が教育を支配することは、大きな間違いの

もとである。政府は教育の発達をできるだけ援助すべきではあるが、教育の方針を政策によって動かすようなどをしてはならない。」*19 「政治という題目を排除すれば学校の使命を果すことはできない。」*20 とあり、平和と民主々義に対し積極的な情熱を示し、教育基本法の精神に立脚し、政治教育を民主化のために重視しているように考えられる。ところが25年の朝鮮戦争の開始につれて国際情勢の陥悪化に伴う対日占領政策は早期講和が急がれ、ここに教育改革の修正が政府から唱えられるに至るのである。

(二) 占領教育制度改革

(1) 講和独立と保守反動

さてここで終戦以降米国、ソ連の二大圏を中心とする両陣営の対立は激化してゆくのであるが、それに伴い日本の国内情勢も占領下から、講和条約締結、独立達成という変転の中に、新憲法の下での文教政策がどのように展開され、亦それをめぐる動きがどのようにあったか、政治と教育の関係を考察することにする。

国際情勢においては米ソの提携はドイツ、日本の制覇まではなされてきたが、両国の敗戦とともに、本来の資本主義、社会主义の経済体制の相違から、何れも自国の安全強化、独自の体制の防衛維持更に拡大のための動きが始まり、英國も米国と共にソ連に対抗するのであるが22年のトルーマン米大統領のギリシア・トルコに対する経済的軍事的援助から、23年にはソ連の東欧諸国の衛星化に対する西欧へのマーシャル・プラン援助となり、焦点は24年4月1日からのソ連のベルリン封鎖、4月4日西欧側の北大西洋条約機構（NATO）成立へと発展冷戦は25年6月25日朝鮮戦争の勃発により熱戦の火ぶたが切っておとされ、3年間の両陣営の抗争の後漸く、28年7月27日朝鮮休戦協定調印となり、一応落着き現在に至っているのである。

その間の国内の動きは占領軍の監視下で変転著しいものがあるが、民主的改革の中に21年1月天皇御自身の神格否定、人間天皇の宣言から、旧指導者層の公職追放、新憲法の制定、旧諸法律の改発と民主的傾向の復活強化が

*16 和辻夏彦、日本道德教育学界編集「道德と教育N957」P16には「高等学校学習指導要領解説、社会編P21よりとある。（38年2月1日発行）

*17 日本の教育、岩波新書 P107

*18 第18条1項2項

*19 民主々義（文部省教科書）P285～286

*20 新制高校教科課程の解説（文部省）P11

なされてゆくが、既に始まった米ソの離反対立が反映して、GHQの社会主義的革新分子を中心とする動きに対する規制措置となり、22年2月1日のゼネスト宣言の実施禁止、新憲法実施、極東軍事裁判の進行、物価の値上がり、隠匿物資摘発、インフレ経済下での賃上げスト、その中の大企業昭和電工の獄獄事件、24年の共産党員3,700人の福島県平市警察署占拠、下山国鉄総裁の怪死、国鉄三鷹駅での無人電車脱線転覆、東北松川での列車転覆と不穏な事件激増から、25年の朝鮮戦争勃発とともに警察予備隊（7万5千人）の創設、レッドページの決定共産主義分子の役職追放と、国内における社会主義勢力弾圧、労組に対する経済九原則に基くドツジ予算に随伴する資本攻勢が強まるのである。そして朝鮮戦争により日本は米軍を主力とする国連駐留軍の前進基地となり、朝鮮特需による日本経済の自立再建が軍需産業の復活として、日米経済協力、米軍の調達により経済自立から繁栄へと進み出した。ここに米国も5年にわたる日本占領も日本の民主化がほど達成せられたものとして講和を促進さすべく、9月ダレス国務長官は対日講和七原則を関係各国へ流したが、ソ連は「アメリカはこの講和によって日本に軍国主義を復活させ、且つ日本を自国の経済的軍事的支配下に従属させようとしている。この講和は極東の平和をもたらそうとするものでなく、新しい戦争をもたらそうとするものである」*1と米国に反対非難をした。

かかる国際国内情勢に対応して当時の第三次吉田内閣の文相に5月迎えられた天野貞祐氏は、9月教職員のレッド・ページを宣言、10月愛國心昂揚のため日の丸掲揚、君が代齊唱を通達し、左翼の国際共産主義分子を一掃し、日本民族の伝統を守り、国体の変革を許さない態度の確立をはかるかの如く、11月教育課程審議会に於て道徳教育の科目を特設したいと言明「静かな愛國心」を説くに至り、以後自民党政府の一貫せる道徳教育推進の方策が遂次行われ、ここに復古的、逆コース的と野党や労働組合、学識経験者達により批判反対される方向に転換するに至り、道徳教育は難航7年9ヶ月をへて、33年8月灘尾文相のもとに道徳科目の特設の義務づけとなったのである。

そして25年の朝鮮戦争勃発、26年の講和条約、日米安全保障条約の調印をへて、27年両条約の批准による占領下からの独立、安保条約に基く日米行政協定の締結といった2—3年間に、日本の民主主義ならびに教育改革は政府及び与党と野党その他の反対勢力の見解の対立から憲法改正の論議、教育法規の改正、新法規の制定となって、占領時代から独立後の新情勢が展開され、転換が始まったのである。そこでこの辺から毎年いかに転換し

て行ったかを明かにし、日本の動向を見定めたいと思う。

憲法改正への動きが示されはじめたのは25年1月1日の、又26年元旦のマッカーサーのメッセージで、戦争放棄の第九条について制定当時とやゝ異なる微妙曖昧な発言をなしたこと*2と関連するかの如く、吉田首相は同年1月23日の国会施政方針演説に於て「戦争放棄に徹することは決して自衛権を放棄することを意味するのではないであります」*3と述べ、27年8月開設された保安庁（警察予備隊の変ったもの）の幹部に訓示して「同庁設置の目的は新国軍の建設にあり」と語り、将来の再軍備への期待を披瀝した*4のことである。

そしてこれを同じ吉田首相が新憲法成立（第一次吉田内閣）が21年6月26日衆議院において原夫次郎議員に対し「第九条は自衛権の発動としての戦争も交戦権も共に放棄することを定めたものである」*5「正当防衛権を認むることが偶々戦争を誘発する所以であると思うのであります」*6と野坂参三議員に答弁したことと比べると5年間の歳月が同じ条項についてすっかり変わっているのであって、新憲法制定当時の国会における審議状況を新聞等の報道により知っている国民としては、何か国民に秘密にしておることがあるのではないかと、政府が米国との密接な提携をして日本を導いていく状態と関連して不審に思うのであり、5年たって前言を翻す如き態度は国民にとって釈然としないものを感じしめるのであり、前述の官僚意識と共に主権在民の国家体制未だ不充分なるものを感ぜしめるのである。吉田首相がかつて臣吉田茂と読み違えて云ったことの根底にも之と関連するものがあり、その吉田首相が21年5月から29年12月までの（その間に片山、芦田の両内閣の時代が1年半位あるが）7年間にわたり、しかも重要な時期に政局を担当したということは、日本の将来の方向付けに大きな

*1 岡義武編、現代日本の政治過程 P 40

*2 岡義武編、同上書 P 42

*3 " P 37—8

*4 " P 37

*5 "

*6 同上 横田喜三郎、ポツダム宣言と日本の将来、印刷局21.11.30 P 19「軍と軍備の維持を禁止し、交戦権を否認したものである。この否認はいかなる条件も制限も附せられていないから、一般的に交戦権を否認したものといはなくてはならぬ。つまり一般的に戦争する権利を否認したのであり、日本はもはや、いかなる戦争もなしえないことになる」とのべている。

影響を与えたものとして銘記しなくてはならないことであり、ワンマン首相といわれたことは、教育政策において当然首相如何にかゝっているのであり、愛国心を強調する道徳教育の強化も殆んど彼によってなされたといつても過言ではないのである。

国内における自民党政府を支持する動きは独占資本家たちによって益々活潑になっていったことも、戦後の日本の方向をきめるのに大きな意義を認めねばならないのであり、それが保守政党の文教政策に当然反映してきたことと考えられる。さて前述の如く支配層は終戦直後軍政の代りに間接統治を要望し（ミズリー号上の外相の述懐）憲法制定の経過においても「帝国議会は主権をえた国民の地位に質疑応答は天皇のそれ程熱心でなかった」^{*7}といわれ、その後の国民の民主化闘争における国民の政治的主導権の発揚、国民主権の具体的発動ともなれば労働組合の最低生活の保障要求、争議権に対しても、御用組合化すべく、幹部のくび切り、レッド・パージや教職員や大学生等の大衆運動に対し過度の警戒に汲々し、三鷹、松川、菅生の事件を不穏な労組幹部、共産分子の活動とみて人権じうりんの事件あり、独占資本家の資本攻勢と結びつくかの如き昭電事件、造船疑惑、指揮権発動の処置、そこには民衆による監視ができるだけ排除せんとするかの如き動き^{*8}がみられるのであり、又明かに独占資本と政党、との結びつきによる戦前の支配体制保安への復活とみられる動きが看知せられるのである。

前に官僚が公僕の名で再登場し、天皇制下の如き官僚制、横暴がみられるとのべたが、更にその奥には独占資本家と保守党政府との結びつきがあるのであり、名大・信夫清三郎氏の所説より引用し、階級とイデオロギーの関係につき再考慮を促したいと思う。同氏は「現代日本の政治過程」^{*9}の中で「財界の圧力は自由党をして党一本化へと努力に傾注させた。吉田内閣の更迭（29年12月）30年11月の保守合同の実現、自由民主党を生誕させ次の鳩山、石橋、岸内閣は財界の防衛体制としての保守合同を具体的に展開させたものであり、岸首相は戦時中商工相、軍需相として軍需産業を繁栄させた人であり、財界は大いに歓迎したのである。又独占資本家は圧力団体として外部から政治にはたらきかけるだけでなく、彼らは直接政党に加入し、政党に資金を提供し、かくして政党の活動を自己の意思に服従させる。30年2月の総選挙で467名の議員中会社重役がもっとも多く現在の国会が資本家の意見を代表していることを端的に示しており会社重役は保守政党に圧倒的である。政府は国会を基礎としてつくられる。首相は国会で指名され、指名された首相が内閣をつくるとき、その過半数は国会議員から選ぶという憲法のさだめである。だから国会議員たる資本

家は国会議員たるだけでなく、内閣の——政府の構成員となり、政府に入って政府の政策を左右する。又政党への献金は大口は独占資本によってなされ、党派的には与党が圧倒的に多く、ここに政党が独占資本のために活動することを可能にすると同時に、政党を独占資本のために活動するよう強制する」といったしくみでブルジョア政権、金権政治が成立する。だから「二大政党論も口先だけで長期政権を夢み」^{*10} ここに彼等の保守反動コース的傾向は法務総裁談「世論が反対でも国会で多数なら解散せず乗り切る」^{*11} であり、それが岸首相の安保改正単独採決での態度でもあり、国民大衆はただ上からの権威に服従すればよいといった旧い考え方の懶頭とも疑わせる一連の動きである。

(2) 道徳教育の拡充強化と教育の中立性

天野文相は道徳教育科目的特設を言明してから翌26年1月道徳教育について教育課程審議会から答申を受け4月文部省は道徳教育手引要綱を発表、また社会学習指導要領の改訂したものを発表、9月講和条約が調印されるや直ちに吉田首相は私設の政令諮詢委員会に占領教育制度の改革を審議させ、文相は10月「道徳の中心は天皇にある」とし日の丸、君が代を強調、天皇制を復活せんとする逆コースとして問題となった^{*12}が、愛国心を国の象徴である天皇と結びつけんとする動きと云えるものでそこには教育勅語的道徳観、忠君愛國的色彩が濃厚であると批判された。更に翌27年1月文部省は標準教科書作成計画を発表し、教育団体及教科書出版業者等の反対で放棄を余儀なくさせられたのであるが政府の熱烈な愛国心涵養のための道徳教育への意向がうかがえるのである。

そこには労働者階級や社会主義分子の民主化闘争に日本の伝統に即しない、過激な外国思想に影響された革命的な主導権要求の動きに対する政府の日本の独立後の占領政策下の教育を修正する動きがみられるのであるが、之を行わんとするものは資本主義を擁護する保守政党自民党による、独占資本家に支持される政府であり、そこに当然教育の目的、中立性についての両階級の意見解釈の相違が生じ対立が生ずるのである。

さてここで占領当初のGHQの民間情報教育局（CIE）の見解を示し検討を始めることにする。CIEは「

*7 岡編、同上書 P64

*8 岡編、上掲書 P64—65

*9 岡 " P228—243

*10 岡、上掲書 P65

*11 " 同上

*12 1960教育年鑑年表、日本教育新聞社

政党政治では選挙毎に教育方針が変わることもありうるが、教育はそういう意味での政治的権力といつものから独立した自主性をもたなければならない」また教育基本法第八条の教育の中立性は「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治活動をしてはならない」（第二項）というのは「政治的な権力、政党的な権力から独立して教育の自主性を守る」ということが教育の中立性の意義であったと思う。わたしもそれを非常に強調した記憶がある。第十条の教育行政の問題では、例えば軍国主義的な支配だととか、超国家主義同時に官僚的な支配があつてはいけないとかの議論があつたと思う。この私の主張はアメリカの方でもそういう文部省廃止論は当時はっきり出ておりました」*13 と城戸幡太郎氏が東京地方裁判所で、35年1月29日の証言でのべているが、かかる当時の考えを改めて、ここに文部省が標準教科書の作成により教育内容を決定せんとしたのは、それもやはり教育基本法の第七条教育行政上の措置として「教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立」（第二項）のため必要だとして行おうとしたものと考えられる。これは現在東教大の家永三郎教授の教科書検定の違法の訴え*14に対する文部省側の答弁*15においても両者各々法により違反、正当と対立するのである。

尚城戸氏は続けて証言で「はじめの教育刷新委員会（後に中教審と変更）（氏はその委員）で考へた理論、民主主義の教育行政としての本質的なものはくずれ、だんだん権力支配的なものになってしまった。命令服従という傾向になってきたのが現状ではないか」と述べ、同じく宗像誠也氏は証言（同年1月30日）で「教育行政が教育の条件整備を職能とし、またその機能の限界ともするというこの思想は日本にとって全く新しいものである。戦前の教育とは全く異質のものでここに断絶がある。ところで条件整備をするということは他のなにかをしないということです。なにをしないのか、それは教育内容の統制をしないということです。特に思想、良心、道徳、価値観に関する統制は決してないということです。まさに国家権力自体が教育内容等に介入してはいけないということだと私は考える」*16 と述べ、教育に対する不当な支配の最も主要なものが政党一特に権力の座にある政党である*16と批判している。*17

27年（1957年）しかし政府はどこ迄も所信の方策を推進させる。天野文相は27年2月に倫理科設置を表明、亦自由党幹事長は大学学長の官選制の意図を表明、大学の自治に基く、統制監督の不徹底から大学側の教育制度改革反対に同調する大学生の動きを封じ、文部省に従わしめんとする、政党政治官僚政治の権限強化をはからん

とする如くである。

ここに日教組はかかる動きに対抗し「教師の倫理綱領草案」を発表、翌27年の全国大会で採択、「これまでの日本の教師が半封建的な超国家主義のもとで屈従の倫理を強いられてきたことを反省し、これからはわれわれの民族に与えられた歴史的課題をかちとるため、古い因習を断ちきって新しい倫理をもつ」（前文）*18 に至り、「教師は労働者であり」（8）、「団結こそは教師の最高の倫理（10）であるとして、政府の文教政策に対決するため団結を強化し、以後文部省対日教組の関係悪化の一途をたどり、文相は同教組を相手とせず、この倫理綱領撤廃こそ会見の前提とされ、遂に I L O 調査団の来日調停のための勧告となって現在に至っているのである。

それならば教師の倫理綱領が如何なる点で政府と対立し、又之をいかに解決すべきであろうか、先ず文部省の新教育の実施に際しての教師の任務と教師觀について、日教組側の資料「日本の教育課程—學習指導要領はどう変わったか—国土社」に記されているものから概略をのべることにする。

新教育指針の中に「新しい日本の建設のためには教育者の任務はとくに大きい。特に国民のうちの青少年たちに新しい考え方を育てていくことが新しい日本をつくるのに最もききめのある道である。これがまさに教育に外ならない。新しい日本の建設が成るか成らないかは全く教育者の責任であるといつても云いすぎではない。教育者はこの先覚者でなければならぬ。」とか、「教師にこのような責任を求めるのはたゞたゞ日本の再建を思う国民のすべてのものがいだいている願いなのである」（公民科教師図書）と教師に訴え、しかし現実は「教師の任務は一つ—教えること—にある。しかも教師が事務職員である方がよさそうな仕事に非常に多くの時間を費している場合が多い。」（中高、望ましい運営の指針 P 36）と指摘し、大いに改善の余地あることを示唆している。

ここには教育基本法の前文に示されている民主的で文

*13 国分一太郎宗像誠也編、日本の教育、岩波新書 P 38
—39

*14 内外教育版、時事通信社 40.10.15 (1698号)

*15 " 10.19 (1699号)
40.12.8 每日新聞

*16 日本の教育 P 43

*17 この点教育行政史というか先進諸国の教育行政による検討が必要であるが、今は26年の政府の文教政策が占領当初といかに変わってきたかをのべることにある

*18 日本の教育 P 61

化的な国家建設という、世界の平和と人類の福祉に貢献せんとする理想の実現は根本において教育の力にまつべきものであるという趣旨と相俟って、教師の積極的果敢な生き方、使命觀を高らかに謳っているのである。「教師の倫理綱領」も第一項において「教師は日本社会の課題にこたえて青少年とともに生きる」とし、第三項で「教師は平和を守る」、第四項「教師は科学的真理に立って行動する」、第九項に「教師は生活権を守る」等記し、之に対応するものであり、そのことにおいては政府が非難するのは当らないといえると思う。教師の雑務による負担過重は日教組の教育白書によれば依然解決されては居らず、その点文部省の教育行政上の不備をつくものとして一方的とは云え、責任者は考えるべきことであり、教師の使命を強調するならば、そのための障害除去に努めることは教育内容の決定、標準教科書の作成以上に義務的拘束をうくべきことであると思う。^{*19}

尚教師の自主性創造性については「新教育指針」には「本書は、ここに盛られている内容を、教育者におしつけようとするものではない。したがって、教育者はこれを教科書としておぼえこむ必要もなく、また生徒に教科書としておぼえこむ必要もなく、また生徒に教科書として教える必要もない。むしろ教育者がこれを手がかりとして自由に考え、批判しつゝ、自ら新教育の目あてを見出し、重点をとらえ、方法を工夫せられることを期待する」とあり、又「教科書があつて教材ができていれば、学习の指導に一つの規準ができる、都合がよいだろうと思う。しかしそく考えてみると、それはどこまでも一つの規準に過ぎないので、生きた指導に役だつ生きた教材はいま述べたような教師が自分の見識と判断で選んだ時にはじめて得られる。教科書だけにたよってきたこれまでの修身の指導は、こうした見識と判断とが働かないために形式的になり画一的になったといってよい。」(公民科教師用書P73)とのべており、当時教材も充分準備出来なかつた戦後の逼迫状態にもよろうが、又占領下の教育行政であったことを考慮しても、教師の自主性創造性尊重の態度が示されてゐる。このことは22年の指導要領一般篇にも「これまでの教育では、その内容を中央できめると、それをどんなところでも、どんな児童にも一様にあてはめて行こうとした。…(そして)教師の立場を機械的なものにしてしまって、自分の創意や工夫の力を失わせ、…型通りに教えておけばよいといった気持におとし入れ、ほんとうに生きた指導をしようとする心持を失わせるようなこともあったのである」として同様な見解を示し、これは、26年の改訂においても変わっていないし、更に「教師は校長の指導のもとに…両親や地域社会の人々に直接間接に援助されて…実際的な教育

課程をつくらねばならない」とし、25年の中高・望ましい運営の方針P21でも「地域社会の人々は中等学校の教育方針の樹立や計画の作成に参加しているかどうか、学校は成人教育の中心としてつくしているかどうか、学校は地方のリクリエーションの中心になっているかどうか」に留意すべきことをのべ、民主的見解は変わっていない。倫理綱領の「青少年とともに生き」「教育の自由の侵害を許さず」「親たちとともに社会の頽廃とたゝかい新しい文化をつくる」(第七項)は正に之に対応するものといえ、之も改める余地はなさそうである。

しかしかかる最初の文部省側の教師の自主性創造性の要請も、25~6年を境に教師の活動をレッド・ページにより規制し、尙教育二法の制定、教科書法案提出と教育内容の規定は26年30年33年の指導要領、教育課程の改訂となって修正されて行くのである。

先ず26年の社会科学習指導要領ではいかなる点を強調しようとして新しく記しているかというと「鋭い道徳的感情をもって、正邪善惡の区別をはっきりわきまえる」「お互に個人の価値を認め合い、お互の立場を尊重する」「きまりをよく守り、家庭や社会の秩序の保持増進に協力」「深い同情心をもって、他人の幸福を考えて行動する」「強い責任感をもって、りっぱに職分を果す」「個人の権利を尊重すると同時に、義務をじゅうぶんに守りりっぱな公民としての責任を果す」「わが国に対する愛情を深める」等が記され、そこには「平和と民主主義に対し積極的な情熱を示し、科学的精神と政治的関心を強調した初期の人間像が色あせて、次第に個人の(与えられた現実に適応する)内面的心情の育成、道徳的心情の強調にかわり、社会科ではなく個人科だと、社会科という名の修身科復活ともいわれたりする変り様がうかがえるのであり、それは高校社会科の一般社会、時事問題が社会科社会の一科目に縮小、更に政経のみとなる経緯からも云えるのである。

事ここに至ったのは当時の文相がドイツ観念論哲学者であり、静かな愛国心を説いた天野博士であった事にも関係があろうが、しかし彼を文相にした吉田第三次内閣の講和から独立を担当した内閣の性格からのものであり追放組のカム・バックによる朝鮮特需に伴う独占資本の復活強化と関連して、政治批判、平和主義を封じよう

*19 日教組の教育白書(40年8月1日毎日新聞)によれば、教師は毎週12~16時間以上の超過勤務、過重労働のため教師の健康状態は悪く、文部省調査(38年)でも教師の10人に1人以上は高血圧であり、2%は結核にかゝっている。多すぎる本務外の仕事があげられている。

する歴代文相の動きと一貫したものと云えるのである。

さて27年8月天野文相辞職し、岡野文相となるや前代を踏襲、修身復活を示唆（8月16日）、11月11日全国市町村教育委員会発足、11月26日吉田首相「再軍備のための愛国心涵養のため、歴史、地理と国体、民族の優秀性を教える教育」を国会で強調、ついで岡野文相「社会科の改善特に地歴、道徳教育について」諮問し（12月19日）独立後の国内体制強化につとめるのである。

28年（1953年） 先に辞職した天野貞祐氏らを中心教育審議会（中教審）委員に任命、憲法改正国民投票法案を自治庁で起案（1月20日）、教員を国家公務員にして政治活動を規正するため「公立義務教育諸学校教育職員の身分及び給与の負担の特例に関する法案」を閣議にかけ、2月国会に提出、全国知事会、全教委協、日教組、校長会、教育学会の反対にあい、国会のバカヤロウ解散のため未成立、衆参両院の四月選挙の結果、第五次吉田内閣成立。ここに占領期間中続いた学者文相に代り、岡野大達と党人文相登場。その大達文相は衆院文教委で「教育勅語は新憲法及教育基本法に反しない」と言明（6.26～7.9）*20論争となるとあるが、「党人文相のチャンピオンが大達、清瀬両文相であり、文部省の統制権は教育立法によっていよいよ強大となる。教育の政治的中立性に関する二法律（29年）や教師の勤務評定等である。政党出身の文部大臣は、また文部大臣を通じて、政党は教育の全面に対する強烈な支配権をほしいままにふるえるようになってきたのである」*21と宗像誠也氏は批判し、又教育の政治的中立に関する二法律制定当時の大達文相は「政党内閣の一員である自分は、当然党的文教政策を推進する。教育政策が党派的であるのは当然である。」*22と公言したといい、その本心は「教師は文部大臣の、ひいては教育行政当局の命令に従順であれといいたいだけだったのである」*23といっているが、教育勅語の失効を宣言した日本が、後の文相の考へで失効したこと認めて、やはり教育基本法制定当時の国会審議で文部当局が答弁した「教育勅語と教育基本法との間には思想的には別に根本的な違いはない。…ひとつの歴史的文献として孔孟の教えとかモーゼの十戒とかそういう古典的な倫理観をあらわす文書と同じように尊重され扱われるべきである」*24といったのに通じ、それを復活させんとするのは大達文相のみでなく、吉田自由党内閣の人達の考へであり、1年後の清瀬文相（30年1月～31年12月）の考へでもあり、両文相により行われた文教政策については、教育課程改訂、指導要領改訂の30年31年の記述の際、教育の中立性、道徳教育の批判として扱うことにする。

さて問題となつた大達文相の教育勅語觀言明の頃、

MSA協定につき日米交換文書が発表され交渉が始まっているのであるが、7月8日、山口県の小・中学生の夏休み日記に端を発し、教師の偏向教育を戒める次官通牒「教育の中立性維持について」が出され、文相は8月31日「教員の政治活動禁止の制度化」を示唆、この頃保安庁は防衛五ヶ年計画を提出、米国は日本の安保条約に基く防衛力漸増方針に不満を示し（9月24日）池田、ロバートソン國務次官補のMSA会談（10月）において、日本再軍備のための愛国心教育が条件とされ「占領八年にわたって日本人はいかなることが起っても武器をとるべきでないという教育を最も受けたのは、防衛の任に先づつかなければならない青少年であった」「会談当事者は日本国民の防衛に対する責任感を増大させるような日本の空気を助長することが最も重要であることに同意した日本政府は教育および広報によって日本に愛国心と自衛のための自發的精神が成長するような空気を助長することに第一の責任をもつものである」（朝日新聞28年10月25日）ということが報道された。

政府のいう天皇、君が代を中心とする愛国心涵養の道徳教育は、日米間の「和解と信頼」の条約締結により、米国からもその促進が要請されたものと解しうる。マッカーサーが「天皇は二十箇師団に値する」といって、天皇制を残すことを考えた辺りと照合して、再びその考えがここに再燃したのではなかろうか。

勿論政府は国体護持は天皇を象徴することによって天皇制の護持と考えたのが終戦当時の気持であり、その後引きついだ保守党政府の憲法改正への意向が強くなつたこととも関連して、一致をみたのではなかろうか。ところでMSAは「アメリカの安全を保障しかつアメリカの外交政策を促進する目的をもつて」アメリカが全世界にひろげた相互防衛計画の網であり、日本にMSA援助を供与するということの狙いが、アメリカ自体の防衛にあるのだということは、アメリカの高官がアメリカの国民に対して繰返し説明したところであり、最初協定を結び供与を受けた国々も、国内の社会保障の充実バターかアメリカの援助の武器大砲何れを選ぶか、援助を受ければ国内の防衛増強を計らねばならず、この紐つき援助に迷い困る国が現われてくるのであり、又朝鮮動乱の時にアジア人をしてアジア人と戦わしめよといったのもアメリカの指導者であったことからも、アメリカは自由国家

*20 日本教育年鑑1960 P 315

*21 宗像誠也著、私の教育宣言 P 88—89

*22 " P 82

*23 " P 83

*24 勝田守一証言、日本の教育 P 36

群と共に自由世界を守るといった趣旨の下、その損耗を少くし、肩代りして貰い、武器援助は軍需産業資本家の供給により増大しようと考える独占資本主義との結びつきが考えられるのである。

そして又之に対応するかの如き独占資本家の支持による政府の動きが、野党や日教組の反対主張を抽象的和平論に基く、ソ連と結び国民を正しくない方向に引っぱってゆくものとし、又偏向教育として、保守党内閣は憲法改正を準備し、再軍備による国軍の強化、そのための愛国心を中心とする民族と伝統に立脚したという道徳教育を強行せんとするものと疑わしめる動きをなすのである。そこで吉田首相は同年12月9日、憲法、外交両調査会設置を指示し、改正に備えさせる。

29年（1954年） 教育の中立性、教員の政治活動禁止を強調（教育二法）M S A協定調印後「教育公務員特例法の一部改正案」と「義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法案」が提出され、連合全国小学校長会、全日本中学校長会、全国大学教授連合会、日本教育学会の教育に直接携わる教師達自身の之に反対する決議声明にも拘わらず、この教育二法案は自由党、革新党一保守政党の共同修正で可決され六月公布され、この場合教育政策や教育行政自体の中立性は教育内容や実施に影の形に沿うごとく関係があるにも拘らず規定されていない*25のは一方的天降り的措置と批判されよう。

かくて教職員の政治活動の制限を狙う法の成立により教育の中立性は政治的権力政党的な権力から独立した教育の自主性であり、「良識ある公民たるに必要な政治的教養」を尊重し「特定の政党を支持し、又は之に反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない」*26学校の政治教育であるため、「正しい政治を求める」（倫理綱領第六項）教師の政府批判は偏向教育とされる惧れがあるため、学校の「自由な雰囲気」（アメリカ教育使節団）が失われ、自由党政府の文教政策への服従を余儀なくさせられることとなるのである。尚之に関する論議はその後の I L O使節団の来日調査によるドライヤー勧告では教師の自主的活動を促がす倫理綱領は善用すべきであるとしているのである。*27

30年（1955） 更に文部省は道徳教育の中心としての社会科改訂を学習指導改訂の大綱で発表、29年末大連文相に代った安藤正純文相は30年に入り小、中社会科改訂について目標および領域、留意事項の発表、文相談話（2月23日）となり、「従来の社会科では社会の機構や機能を中心として扱う傾向であったが、今回この点を改善して個人の生活態度や芸術宗教生命の尊さ自然や人間の心の美しさ、また個人の意志や努力の価値などに目を向けてさせるように留意した」（文部広報）と語り、又同談話

の中には「感謝愛情信愛、道徳的秩序、郷土や国家の一員としての自覚、天皇の地位、国民の祝日、国民的自覚」というようなことが並べられている。

文相は3月11日には教科書の検討を命じ、教科書問題が論議されるに至り、民主党も「うれうべき教科書の問題」第一集を八月に発表、社会党日教組も之を問題とするに至るのであるが、3月19日第二次鳩山内閣成立、松村謙三文相となり、高校社会科改訂の検討となる。同年11月の保守合同による第三次鳩山内閣成立で清瀬一郎文相となるや衆院で「新教育はマッカーサーが要求した占領政策の一つだったと言明」（11月24日）、高校学習指導要領改訂一般篇が12月発表されるのである。

かくて30年の改訂によりいかに変わったかというと「民主主義の社会は……問題を平和的に解決しようと努力することによって実現するものであり、そのためには法律や規律をつくり、それを守ることが大切であることを理解させる」（中、高指導要領、社会科篇P 26）「世界平和の実現はひとりひとりの心かまえと努力にあることを理解させる（同上P 38—9）

「歴史は……社会生活の発達に対する自己の責任感や人間相互の関係における協調の精神を養う」（同上P 3）

「社会科で養おうとする態度は、いまでもなく民主的な社会生活における人々の道徳的なあり方に外ならない」（26年小、社会科第二章）が「道徳的な判断力や実践力というものは、歴史、地理その他いろいろな観点からとらえた社会についての理解に裏づけられてこそ初めて真に生き生きとした力強いものになるといえる」（小社会科第一章）という風に社会の理解が道徳的判断力を養うための手段視され、人間関係の理解の社会科の色彩が薄らぎ、個人的内面的心情や情緒に重きをおいてみようとして、社会との関係が薄らいだものに感じられること又社会科を道徳的判断力や実践を身につけさせるための教科にしようとする傾向がみられ、社会的正義を求め、批判するよりも社会の中での個人の内面的心情の面を育成しようとしているようにみられる事である。

更に公共の福祉、愛国心を強調して「民族的誇りをもち、郷土や国土を愛し、よりよくしようとする意欲をもってし」「もちろん積極的な自己主張もそれが集団生活を傷つけ破壊するという場合にはみずから進んでこれを制御し、全体の福祉を考えなければならぬ。その意味においては自己を完全に統御しうるということ、すなわち自主的で統一のある生活態度を確立するということが

*25 学校行政事典、誠文堂新光社 P 191

*26 教育基本法第八条

*27 詳細は後にまわさねばならない

何よりも重大である。」（道徳教育の観点）

「自分たちの村（町）を住みよく美しくするにはその方法についてみながよく考え方計画をたてるばかりでなく、すべての人が自分の町（村）を愛する心をもってその仕事に協力することが大事である。」（3年5の(4)）「国を愛する心と広く世界に学ぶ心を一つに持ってわが国の今後の発展について考える。」（6年5の(5)）と述べている。

その根底にあるものは28年の文部省の「社会科の改善についての方策」で教育課程審議会の答申原案にあった「基本的人権の尊重を中心とする民主的道徳の育成」*₂₈という表現を全く無視し、かわって一連の徳目をかけ「さらに社会公共のために尽すべき個人の立場や役割を自覚し、国を愛する心情を養い、他国を敬愛する態度を育てることが必要である」とのべており、人権尊重が公共の福祉、愛国心にとってかわられている。

このことは同じく中学指導要領にもみられる。即ち社会科の目標については

1. 人間相互関係についての理解を深め、これらの集団の機構や機能について系統立てて理解させる。
2. 歴史の発展過程を総合的に理解させ、国家の伝統と文化について正しい理解をもたせる。……社会生活の発達に対する自己の責任感や人間相互の関係における協調の精神を養う。
3. 国際的協調に対して努力することが大切であることについて理解を深める。国家や郷土に対する愛情を育てる。
4. 民主主義の諸原則の理解これを実際に生かしてゆく態度、国を愛する心情や地図や他国民を敬愛する態度を養う。

これらの目標の中には国家と伝統、国を愛する心情、協調等が強調せられており、それは26年版と異なり、新しく出てきたものである。

次に単元構成については30年になると、総合社会は完全に解体し、地理、歴史、政経社の分野に分けられてしまう。しかし一応総合という線は崩さず、学年別の単元配列では三分野を各学年に含ませているが、地理的分野では地誌的要素が増大し、従来の都市問題、農村問題、自然災害問題は地理的分野一部分に圧縮されてしまっている。政経社分野では僅かに3、「現代社会の諸問題」でほんのちょっと扱い、「労働問題や社会保障や公衆衛生に関する問題等について、問題の概略と現在講ぜられている対策のあらましを理解させる」としているにすぎない。しかも補足的に「これらの取扱いは生徒が従来これらの問題を自分自身の判断によって考えていこうとする

場合の素材を提出するにとどめる配慮が必要で……」と書かれ、内容を貧弱にした上に前進的な考え方を阻む政治的な配慮がみえ、33年版になると1年=地理、2年=歴史、3年=政経社として、それぞれの分野で社会的な問題意識は一層薄くされ、知的的理解が強調され、現代社会の課題を積極的に解決するといった「真理と正義」を求める態度が後退し、社会科解体を強行しようとする政治情勢を反映したものとうかがえる。

31年（1956年） 次に高校社会科は22年、26年、31年も指導要領の改訂により、「社会科社会」に「一般社会」「時事問題」が吸収され、その後39年からの「倫理社会」の社会科社会からの分離、独立となるのであるが、ここに31年版において29年版といかに変ったかを記すこととする。

31年版において著しいことは、小・中の道徳教育実施に先立った倫理の項の挿入である。今まで「一般社会」といわれてきたものが「社会科社会」と名称が変わり、「社会」といえば政治、経済、社会（労働農村問題）文化の四单元に、選択科目として時事問題があったのであるが、それが一科目になり、政治、経済、社会、倫理の四单元となり、倫理の单元が殆どの教科書で最後におかれ、政治経済社会の総括的役割というか底辯として位置づけられたことである。そこには社会をよくするための社会科が社会の秩序を自覚した個人の倫理の確立を目指とする社会科にかえようとしむける意図が窺える。そして前三单元での扱いは、やはり知識として理解させるものにとどめられ、現実の問題になってゆくのである。例えば国際情勢の中での日本の立場とか、或はソ連や中共の政治機構や経済機構については、知る處のない国民にとって、抽象的な又は簡単な叙述にとどまり、社会主义についての理解は世界史と共に叙述部分が少い。その是非は別としても世界の二大勢力をなしている一方の社会主义諸国について知らせることを極度に避けているようにみられ、學習する生徒にとっても不審感を抱かせ、教師側にとっても時事問題的に取扱う配慮を良心的に感じさせるのであるが、しかも配当時間は一般社会、時事問題各々に週5時間が、社会科社会となり3～5となり、これまで3年間で5～10時間で履修されたものが31年改訂で2科目合わせた科目として3～5と縮小せられたのである。所謂社会批判、問題解決的取扱いの多い「社会」は極力抑え、社会科の中での中核的科目としての目標—それは教育基本法の教育の目的、学校教育法での各学校の社会的目標、社会科の目標をもさしている—が「社会についての知的的理解」にとどめられるものになり、

*₂₈ 日本の教育課程、国土社 P 133

文部省歴代文相の一貫した方針による社会科改訂により社会の中で与えられた現実に適応し、その社会に協力し遵法これつとめ、改善改革への意欲を弱めゆく、資本主義社会に忠実とされるかの如き個人主義的、また戦前の修身科的公民科的教科に変えられてゆく傾向がうかがえるのである。

かくて26年の社会科学習指導要領と30年のものとの間には、憲法改正が積極的に政党方面でもち出され（28年）、自衛隊の創設（29年）といった国内政治情勢下、大きな開きがみられるのであり、それを著しく示す例としては中学3年の最後の单元「われわれはどのようにして世界の平和を守るか」が30年では姿を消しているのからも肯けるのである。尚政府はその方針を更に推進させ、33年の學習指導要領改訂で、法的拘束力をもたせ、「道德」「学校行事」を学校に実施させるに至るのである。

尚小中の教育内容や教育行政全般についても、清瀬文相は教育委員会制度改正のための検討に着手し、之に対し全国地方教育委員会連絡協議会（全地教委協）は全員総辞職をかけて教育委員会法改悪に反対すると表明（1月18日）するが、鳩山首相も衆院で教育について「占領治下で幾多の日本の欲しないものをアメリカから強制されたので改正したい」と言明、清瀬文相から教育基本法には「愛国心や父母や他人を尊敬することが書いてないので改正したい。又その改正は憲法に反しない」（2月7日～15日）とか、「国家という文字が一ヶ所出ておるけれども、これで国に対する忠誠とまでは子供には響かない。わが日本国に対する忠誠というのはどこに入るのか」「日本は家族の制度をもっておりまして、個人の平等とはいうものの、家族内の恩愛の感情というものは捨て去ることはできませぬ。これはどこへ入っておるのだろう」「憲法第24条は個人の尊厳と両性の平等と二つの柱しか見ておらぬ。夫婦が平等だといい合ってはこれは平等ではないのです。その間に和親協同というもう一つのことを入れるがよい。それが第三の柱である。（衆文教委2・22）と日本の美俗伝統を強調し、

又「紀元節復活に賛成、それは國の誕生日として式を行い、国民感情あるいは國民の信念でこの時に國が始まつたという感情は抹殺すべきではないし、紀元節の歌にしても、その時分には万民がなびき伏したのだ、こういう古を描写した、まことにいい歌だと思っている」（同上2月21日）といい、また臨時教育制度審議会で「道德の基準、学校制度、國家の責任と監督権など根本的なことを研究することにしたい」「日本人の理想というものは外国人にわかろうはずはないんです（だから）日本民族、日本国家、日本個人の理想を反省して、その理想に到達する、すなわち道德律を考え直す」（衆内閣委2月

22日）ことが必要である。今こそ占領教育制度刷新のときである」（衆内閣委3月6日）と黨の番頭でありスポーツマンとして、國家権力を掌握している政党の意見を代弁し、閣議に基き発言、民主教育といって矢鱈に社会を批判し、人権を要求し、民主化を求める動きに対し、日本の伝統に立脚する日本独自の個性的な生き方を国民に教えることにより「コスモポリタン的教育」の輕薄化を除去しようとするものであるといえようが、しかしそのため

3月8日新教委法案「地方教育行政の組織および運営に関する法律案」を国会に提出、4月「教科書法案」を提出、之に対し日本教育学会、在京九大大学長会、全教委協、全地教委協、日教組、全高教、日本PTAなど十四団体が直接教育に携わるものとして再び反対を表明、国際自由教員組合連合会も二法案を撤回する様抗議文送付（5月28日）にも拘わらず、各方面の反対を押しきって遂に「地方教育行政法」公布（6月30日）ここに23年に制定された教育委員会法に代わって、教育委員の直接選挙制を間接選挙制に改め、「委員は人格が高潔で、教育学術及び文化に関し識見を有するものの中から、地方公共団体の長が、議会の同意を得て任命する」（第四条）ということになり、首長が任命の条件に基くとはいえ首長が任意に委員を選び、中央集権的行政に適しうる人を議会の同意を得れば任命しうることとなり、民主政治の公選制が教育行政の面に於て崩れ、「不当な支配に服すことなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われる」教育（基本法第十条）は、公選による首長の統制権の下に委員は行うことになり、政党政治の弊に陥りやすくなってしまったのであり、又一般行政から教育行政は切りはなされてなさるべきであるという趣旨からの行政委員会の独立性が弱められることになった。ここにも逆コース的傾向が強められたといえるのである。

更に清瀬文相は7月「男女共学再検討の時期到来」と言明、9月教科書の検定強化のため教科書部新設を決定指導主事の実態調査、10月全国自治体の任命教育委員会発足、ここに都道府県教育長、幼稚園、小中高校長を東京に招集、愛国心教育、道德教育、教育行政の徹底につき指示。中央政府文部大臣の権限の強化拡大、上から下へ、中央から地方へと清瀬文教行政は強行されるのである。

32年（1957年） 石橋新内閣誕生、灘尾弘吉文相に就任、石橋首相病気により内閣総辞職、岸内閣に灘尾文相留任、7月松永東、文相に就任、記者会見で愛国心を大きこむための修身教育が必要だと言明、道德教育の時間特役を声明。日教組の春季闘争を遺憾とし、校長教頭を組合から除外したいと語り（9月3日）、又10月都道

府県教育長協議会で教職員の勤務評定実施を要望、日教組臨時大会で勤評阻止強化を決議、非常事態宣言を発表文部省と日教組の激突は翌33年勤評阻止闘争において開戦されることとなる。

33年（1958年） 3月18日文部省は小・中学における「道徳」の実施要領について通達し「33年度から道徳の時間を特設し、道徳教育の充実を図ることとし、各都道府県教育委員会および都道府県知事においては、市町村教育委員会に対し、この趣旨の徹底と実施についての指導を願う」尚実施に関しては小・中各に道徳実施要綱によることとし、教材の使用については特に慎重な取扱いをする様に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第33条の規定の運用を適確に行うこと、（これは第2項に教育委員会は学校における教科書以外の教材の使用について、あらかじめ教育委員会に届け出させ、又は教育委員会の承認を受けさせることとする定を設けるものとする。）とし、強行実施を各都道府県教委に申し送った。

尚8月28日灘尾文相は「道徳」「特別教育活動」「学校行事」を学校教育法施行規則第24条改正において規定し、実施に法的拘束力をもたせ、学習指導要領「道徳篇」を官報に告示、9年1日から実施する様に通達*29 ここに昭和25年11月天野文相が教育課程審議会に対し、道徳教育の科目の特設について諮問して以来、難航7年9ヶ月をへて教育課程の中に特設されることになったのであり、「文教政策上の、又文部行政上の重要課題を解決したものとして大きな成功」*30 といわれうことである。

（学習指導要領の性格） この改正により、教育の内容は22年より28年迄は学習指導要領で「教科の種類は…を基準とする」と記し示したのであった。即ち「学校の教科課程、教科内容及びその取扱いについては、学習指導要領の基準による」（22年）。それが24年には「初等中等教育局においては当分の間、学習指導要領を作成するものとする。但し教育委員会において、学習指導要領を作成することを携げるものではない。」*31 となり、27年の改正で但し書きの部分は削除され、学習指導要領は専ら文部省が作成するものであるという体制を作り上げ、33年になると「初等中等教育局及び体育局においては…当分の間、学習指導要領を作成するものとし」*32

更に小・中学校の教育課程の基準は「文部大臣が別に公示する学習指導要領によるものとする」*33 と教育課程を拘束する国家基準として法規化され、教育課程の編成は教育行政上の権限として扱われ、ここに政府の方針に従わしめ、統制を強化することがほど達成されたといえるのである。

（文相の諮問機関の性格） 勿論政府の文教政策は中央教育審議会や教育課程審議会とか、その他必要に応じて設置される機関に対し諮問し、殊に重要施策について中教審の答申によっているというであろうが、その中教審について宗像誠也氏は次の如くいい、非難する。「中教審の委員は文相が思い通りに選べるし、きまっているのは任期2年ということだけで、定員さえない。現在の顔ぶれをみても、世間では全然名も知らない人で超保守的な考えの持主だという人や会社の社長や財界の大物の重みがずっしり感じられ……この中には教育学者は一人も入っていない。しかもこんな御用委員会をすら具合の悪い時は敬遠して諮問しない」と32—3年頃の委員をさしていっている。*34 又前東大学長矢内原忠雄氏も「中教審は最初の趣旨と異って今では全く文部省の補助機関のような役割に転落してしまった。即ち中教審はその自主的審議の権限を自ら放棄し、文相から諮問のあった事項だけを審議して答申することにした。それ故文相は都合の悪いと思われる事項は中教審にかけない。31年の教育委員会制度の改正、今度の勤務評定実施も中教審に諮問されなかった。」*35 と云い、又「教育課程審議会の委員は32年度に入れかえを行い、前後4回通算約5時間のスピード審議で、今までその必要がないとされてきた「道徳」の時間特設を決定した。」*36 と記している行政府に都合のよい様に審議してもらうというやり方は民主的運営をあやまるものと云ってよさそうである。官僚のあやまりそうなことであり、今までの学者や教職経験者達の意見にもきき入れようとしたかった文部省の態度と関連させてかかることも考えられることである。

しかしかかる法的措置を文部省にとらしめたことについては、教師側も反省すべきものがあると思う。即ち「道徳教育は社会科をはじめ各教科その他教育活動の全体を通じて行ってきたのであるが、広くその実情をみると心ずしもじゅうぶんな効果をあげているとはいえない。このような現状を反省して不充分な面を補い、さらにその徹底をはかるため、新たに「道徳の時間を設ける「小学校・中学校における「道徳」の実施要領について」（

*29 第一法規、教育法令集141の17

*30 鈴木竜三、大分県立芸術短大研究紀要 I P 53—4

*31 文部省設置法付則第6項24.5.31

*32 文部省設置法付則第六項改正33.5.11

*33 学校教育法施行規則第25条、第54条の2

*34 宗像誠也、私の教育宣言 P 89

*35 朝日新聞33.10.16政治教育(10)「国民に望む」

*36 国士社、日本の教育課程 P 461

33・3・18文部事務次官通達) *37 と述べておるよう
に、又道徳の目標についてもそれだけを取り上げる時、
何も非難るべき誤った考え方でなく(小学校の目標*38
中学校の目標 *39) 「指導方法も広い角度からいろいろ
な場面、機会教材を利用して行われなければならない」
*40 としその例をあげ用意周到である。

さてこの33年の改正で学習指導要領には教育内容及
その取扱い方等についていかに規定しているか記してみよ
う。

小・中学校における教科の種類は「教育課程」の中に各々「道徳・特別教育活動及び学校行事等によって編成するものとする」とされ、「各教科および道徳の指導時数は、別表第1に定める指導時数を下ってはならない」*41 と規定する。

又教育内容については「社会事象に対するあまり立ち入
った解釈や批判をしいてもたせようとは適切で
ない。」「村(町)の政治や行政組織等に関する程度の
高い学習に走りすぎないよう」*42 「日本国憲法につ
いては平明に取扱うよう」 *43 (小学社会目標)

「政治史や社会経済史に片寄ることなく、複雑な社会構造などの学習に深入りしないように留意する」*44 ようにと規定する。亦「いろいろな社会集団のあることや個人と集団との関係、集団と集団との関係、社会における慣習・道徳・法などの役割、国家の意義等に触れて、人間は本来社会的存在であることを認識させ、集団生活においては秩序を重んずるとともに、人々が相互の愛情と尊敬によって結ばれることができることを理解させる。」(中学指導要領・社会)「単に現代社会の欠陥の指摘に終ることなくこれまでの努力と進歩の跡をも認め、できるだけ客観的に取扱わなければならない」「民主主義の社会は、寛容の精神と協調の態度によって問題を平和的に解決しようと努力することにより、実現されるものであることを理解させる。」*45

以上において、民主主義や平和への方向が、社会の構造を深入りをさけ現実の秩序を重んじ、寛容と協調という名の下に現実を肯定し、温和な妥協的なものへ和らげようとする意図が察知せられる。

尚教材観や方法観については之迄のそれとは変わって
いないようであるが、之は教科書検定の強化にみられる
内容面を政府の意図する方向にむける事が出来れば、教
師の目的的総合的応用的取扱いは大いに歓迎奨励するよ
うにみられる。しかし民主党の「憂るべき教科書問題(30年)
のよう行政措置で教科調査官設置、視学官の増
員、又検定で「F項ページ」(5人1組の氏名非公開の教
科書調査員の意見よりも枠外のある人物の評価が教科書

の合否をきめる決定的な意見となつた)の旋風が噂され
た様に、又東京教育大の家永三郎氏の教科書検定について「検定側の修正要求に納得がゆかぬので反ばく意見提出をしても一切回答がなくさらに数ヶ所にわたる修正を執拗に求めたり、切捨てごめん的態度で不合格通知*46
といったことがもし真相であるならば、「検定をとおした権力の濫用」「実質的な国定」*47 により、一方的なイデオロギーをもつ政治教育をなすものとして、教育基本法に触れるものとなる惧れがある。

かくてこれまでの教育政策でいわゆる教育二法(29年)を契機として「教師の最上の能力は自由の雰囲気の中においてのみ發揮される。この能力を發揮させるのが行政官の仕事であって、その反対ではない。」という第一次教育使節団報告書(前文)の理想は次第に崩れだし、ついで教育委員会法にかわる「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(31年)は教育行政について「中央集権的な教育行政制度を改めて、地方分権的な、かつ民衆統制に基く、一般の行政から独立した教育行政をしくべきこと」*48 という報告書の勧告を殆んど骨抜きにしようとし、更に32年教科書国定制度の再現が企図され、社会科の実質的解体が進められ、道徳科の特設時間が設けられ(33年)高校の男女共学は崩れ出し、アメリカ式教育の名に隠れて、アメリカ教育使節団の非難した、教育に対する官僚統制を中心とする戦前の教育行政の復活が次第に進められたものと云えるのである。

34年(1959年)世界情勢はソ連の首相にフルシチョフ就任、平和的共存理論に米国大統領アイゼンハウラーも之にこたえて世界の平和共存へと雪どけが始まったが、岸内閣は60年の安保改訂に備えつゝあった。4月から33年10月文部省告示の学習指導要領による教育課程が36年

*37 第一法規、教育法令集141の20

*38 " 141の19の2—3

*39 " 141の19の26

*40 第一法規、法令集141の19の7

*41 学校教育法施行規則第24条の2、第54条改正

*42 第一法規、教育法令集1292の41

*43 " " 1291の51

*44 国土社、日本の教育課程 P57

*45 以上文部時報別冊 P43—49 昭33.11月

*46 日本の教育 P104—6、国土社刊「教育」の(1965 N°187) P14—20

*47 " P118—120上原専禄氏の証言、文部省の考え方で絶版を決意したこと

*48 学校行政事典、誠文堂新光第「教育使節団の項」参考照

度から実施されるための小学校教科書の検定が始まり、その結果は「きびしい検定で結局文部省の指導通り書かされ、書いた教科書を最終的に合格とした」*49とされている。尚内外の政治情勢は米国のU2号ソ連侵犯で撃墜され、米ソ首脳会談決裂し、雪どけも再び後戻りする雲行になったが、政府も安保改訂で国会で難航、年を越すに至るのである。

35年（1960年）1月新安保条約調印されるも、政局安保で激動、会期延長で二百日にわたり、最後は警官導入下の国会で5月20日0時6分衆院強行採決、周辺では全学連を含むデモ隊警官隊と激突し、女子学生一人死亡するという惨事の中に、今後十年間を拘束する条約を批准したのである。尚安保世論調査（7月下旬実施、全国137都市147町村から自由抽出、男女1万人を対象、質問票による個別面接聴取法による）では、「安保改定を知っているもの50%、改定案の内容をある程度知っているもの11%、改定反対論を具体的にきいているもの13%、改定に対する賛否で明確な意見をもたないものが国民全体の四分の三を占めている。」と新聞は報じている。

*50 国民の無関心、無自覚によるとはいえ、調印後半年をへた時点の状態としては政府の弘報も不足していたのではないか。又「安保改定赤呼ばわりは不当」と文化人40余氏が声明書を発表と同日の新聞で報道されている如く、時の政党内閣の政策の反対を簡単に赤呼ばわりする空気が政府に戦前と変わらず流れしており、一方的にきめつける独善的な態度がうかがわれる所以あり、文教政策におけるそれと通ずるものを見出すことができる所以である。

かくて岸内閣は安保改定を強行してファッショ、反動と非難され乍らも6月27日退陣を表明することになるが、文部省も3月から5月にかけての九学界の教科書一化反対を、一応教科書問題も一段落したとして一蹴。ここに33年から校長に対し行った管理職手当を4月から教頭にも支給することとして、学校管理体制の強化につとめ、6月高校新学習指導要領草案を発表、10月15日官報で実施を告示し、38年度から道徳教育の一環として倫理社会を政治経済と分離して実施することになるのである。

又勤務評定に反対する日教組の闘争も、地方県教組の闘争で処分されたものに対し救援費34年中に3億円となり、遂に組合から脱退するもの10都県3万人に及ぶという打撃を受け、勤評未制定は京都・北海道のみとなるといった状況に陥り、5月日教組も勤評反対闘争を勤評解決闘争に切換え、中央交渉に転換すると共に経済闘争に重点をおくに至るのであるが、慎重な検討を要する勤評を短急に実施させる文部省の意向には強硬なものがあるとはいえ、多くの問題が残されていたのであり、その形式

合法性はとも角として内容の妥当性については、後でふれねばならないと思う。

さて岸内閣の後をうけて池田内閣が7月19日発足。自民党政権への国民の風当たりを和らげるためひたすら低姿勢を続ける事になるのであるが、ひとり高姿勢で日教組に対する荒木文相の登場となり、28~29年の第五次吉田内閣の大達文相と並び党のチャンピオン文相として日教組と交渉せず、もっぱら党の文教政策を強行するのである。彼は8月教育基本法の再検討を要望。清瀬前文相が教育基本法の理想はコスモポリタンだといい、愛国心を加えなければ日本の理想のための教育にならないといったその考えを再び強調改正を考えようというのである。11月8日米国大統領選挙、ケネディ当選決定。12月8日第二次池田内閣成立で留任した荒木文相は27日「高校生徒会の全国的地域的連合組織の結成は教育上好ましくない」と都道府県教委に通達*51。高校生が全学連的な批判・活動をなすことを厳戒・規正するのである。

さて高校の「教育課程は33年的小・中のそれと同様、学校行事等を加えて編成するものとすることとなつてゐる」*52となり、又小・中の「道徳」の特設に対応して教科の中に「倫理・社会」がはいったことである。その他、科目をA・Bに分けたりしてあるが、取扱い上の注意事項や内容についてはとりたてて問題にするところはない。

問題は倫社科目が学習指導要領によりどのように取り扱われるかにある。しかし指導要領に記されている目標・内容共にとりたてて問題にすることではなく、「三年の政経の学習と密接な関連をもつことによって具体化されるものであることに留意して指導する。」*53とあり問題は単位が普通科の生徒には「できれば倫社又は政経のいずれかに1単位を加えて履修させることが望ましい」*54。「職業教育を主とする学科においては各々2単位」*55とされ、前の「社会科社会」の3~5単位が分離により、何れか一方が2単位になるか、両科目とも2単位となり、週2時間の小科目制では実際の指導がしにくくなつたことである。しかも倫社の学習内容は心理学的、倫理学的、更に社会学的分野に跨る広大なものとなり、現在の大学卒、旧制の大学卒、高専卒の教師にとり

*49 毎日年鑑1961 P 337

*50 每日34.10.10

*51 時事年鑑1962 P 8

*52 第一法規、P 1377の31

*53 第一法規1379の35

*54 " " の11

*55 " " "

ては重荷となり、実施上大きな困難に直面していること、又政経の領域は単位数減により平板化稀薄化し、現実の社会の把握を困難にさせ、問題解決による課題と対決する情熱を失わしめることになるのではないか。特に高校を卒業して社会に就職する半数以上の生徒に対して2単位しかやらないということは、将来の日本を背負って行かんとする者の資質を低下させることになり、現在中学での学力低下で高校に入るも理解しえず、ついてゆけぬものが半数ということが、入試の英語数の成績調査で全国普通科高校長会が発表している*56 がそれは全科目にわたりそれに似た傾向があると察せられるのであり、「現行の教育課程があれもこれもと欲ばかりすぎていることから消化不良をおこしている」*57 のに、高校の少い単位数では尚更だと憂えられるのである。35年のこの高校教育課程改正は38年度から実施され、現在3年を終らんとし、来春卒業、大学進学、社会就職を前に迎えんとしているのである。

36年（1961年） この年米国ではケネディ大統領世界の希望を担なって就任し、世界に明るい光明をもたらすものと期待され、ケネディ・フルシチヨフの両巨頭会談の平和ムードの中に、米英ソの部分核停戦条約の成立を見るのであるか、国内では33年の改訂指導要領による教育内容が一新され、新教科書による小学校の教育が4月から始まるのである。第三次池田内閣の下に三度荒木文相留任（7月18日）、11月末、内閣憲法調査会の改善是非一般論も改憲20、反対6の委員の情勢で一段落と報せられた。しかしこの調査会も超党派たらんとしたが、社会党的参加拒否、学界権威も「調査会は特定の方向に向かっている」として参加を断ったばかりか、調査会に対抗して別に憲法問題調査会をつくるといった有様で、内閣の調査会も1年間の難航の末漸く岸内閣のもとで32年8月発足したものであった。発表された委員の顔ぶれはほとんど憲法改正を主張する保守党議員と学識者で占められ革新議員らはボイコットという*58 偏した組織になっているのも、戦後の日本の民主政治の欠陥を示すものであり、所謂保守と革新の対立という平行線で、政治は紛糾するが、かかる内閣の憲法調査会はさしたる外部の干渉もなく、この間熱狂的な改正論も停滞し続けるとともに改正不用論が台頭して来るといった有様で、安定したムードにはなっていなかったのである。

37年（1962年） 2月18日反日教組を基調とする教師による全国教職員団体連合会（全教連）が結成され、日教組の努力は脱退による衰えをみせる中に、4月中の新教育課程実施となり、5月荒木文相は「すでに5年間（33年より）道德教育をやってきた規場では指導資料の不足を訴えており、その実績をみると所期の目的を達成す

るのに満足ではない。……道徳で何を教えるか、担任教師の自由に任せ、一般国民にはっきり示されていないのは行政当局として十分責任を果たしていないことになる。教育内容の基準を織りこんだ検定教科書を出す方針で進んでいる」と語り、ここに従来の教科書を作ることに否定的であった考え方を一擲して、教科書作成の方向に切替えるとする態度を示す*59 11月日教組教育研究大会に対し、文部省は教育課程研究発表大会を開くに至り、教育課程の普及徹底につとめる事により、日教組の27年から毎年開かれた教研活動に対抗し、以後日教組の教研に対し、文部教研として毎年開かれ、教育政策の推進に万全を期すのである。

38年（1963年） この文相の考えは、38年7月の教育課程審議会の「道徳教育の充実方策について」「教師用の資料、生徒用の読み物資料の提供、使用が望ましい」という答申となり、引き続いて

39年（1964年） 2月文部省の道徳指導資料の発表となり「小・中学校における道徳内容を小中とも各学年ごとに具体的に配当し、これまで幻の教科といわれた道徳がその全貌を明かにしたわけである。」*60

又4月1日から高校の倫社実施となり、ここに小中高一貫せる道徳教育課程が全国に施行されるに至ったが、政府は新教育課程をうけて社会に乗り出して行く高校生のために、又倫社を中心として道徳教育を推進せんとする高校教師の「参考にしてもらう」*61 ために、更に少年非行の年毎の増加殊に中、上流家庭の少年犯罪の急上昇*62 に対する家庭教育の参考にしてもらうためにも文部省は「後期中等教育の拡充強化」のため、6月24日中教審に「期待される人間像」を諮問し、中教審の「期待される人間像」を課題とした特別委員会の中間草案が

40年1月11日に発表され、将来国民教育の基本方針として教育基本法とともに「基本法の精神を定着させようとする」*63 憲章的な意味を持たしめる文書たらしめるため、「国民一般の反響を見定めようとする」*64 に至

*56 毎日新聞40.12.4

*57 '' 成田喜英会長（教育課程審議会委員）

*58 39.6.26毎日新聞、憲法問題の核心、調査会の発足

*59 鈴木竜三、紀要第3巻 P36

*60 鈴木、紀要第三巻 P39

*61 40.12.10毎日新聞、期待される人間像草案をまとめた高坂正顕氏参照

*62 39.3.10毎日新聞少年非行の再検討（少年保護より青年教育を）

40.11.16毎日新聞 教育の封（141）、非行の根

*63 40.12.10 '' 高坂正顕氏談

*64 40.1.13 '' 愛知文相談

った。続いて1月30日、文部省初等中等局長通知で「具備すべき要件として、わが国の文化、伝統に根ざしたもののが含まれていることが必要である」*65として「現在小・中学校の道徳の時間に使用されている各種の読み物資料について、その内容の改善充実をはかるための具備すべき要件」を都道府県教委、知事に送ったのである。

そして元文部省役人であった深川恒喜氏（東京学芸大教授）は小・中の道徳指導資料の価値（徳目）索引を発表*66し、文部省は41年度は道徳の指導書作成の計画だと同じく内外教育版に報道されている。*67

以上朝鮮戦争勃発の25年天野文相の静かな愛国心を中心とする国民実践要綱、道徳教育論の発表から端を発し、道徳教育の拡充強化を中心として、自民党政府の文教政策は進められ、生活単元カリキュラムによる生活指導を全教科で行わんとする日教組の国民教育運動は偏向教育をすゝめるものとして、之を規定し抑える教育関係法規の制定、（29年の教育二法、教育公務員特例法、義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法、33年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律）その他教育課程、教科内容、教科書に関する文部省設置法・学校教育法施行規則改正等により、又文部省の徳目主義、系統学習に対抗しうる日教組方式の未確立により、現場教師の混迷、自信喪失が過重勤務負担と相まって*68日教組よりの脱退や文部省の指導資料を参考に利用する教師が漸次ふえつゝあるのが現状であるといえよう。かくて自民党政府は自民党の教育政策を緻密計画的な官僚の教育行政措置・巧妨な諸法規の改廃のもとに、反対勢力を粉碎しうる自信を益々強めていくものと思われる。

II 今後の教育の指向

(1) 国民的統一の基盤

以上戦後20年にわたる日本の教育を教育内容及教職員の活動に限り、諸法規、學習指導要領その他資料、更に国内外の情勢を年鑑、法規集、新聞、内外教育版等により概観したのであるが、さてそれならば教育はいかにあるべきか、又政治は教育に対しいかに配慮すべきか、更にそれらが日本の国民性の発露である伝統をいかし、日本を発展させるものたるために、いかにあるべきか、ここに正しい道徳教育、期待される人間像とは何かについて考察しなければならないと思う。

さて日本は第二次世界大戦という日本の國からみて無謀とも思われる大事を敢行し、その結果、敗北という憂目をみるに至り、ここに未曾有の困難に直面した。神國

日本として大いに上ずった神憑り的、超国家主義的呼称の下に、その充分なる価値認識も持たず、理論的裏付けのない抽象的な観念に国民は酔い、持たざる國の悲しさ昂奮した気持で国民すべては民族のエネルギーを発散させ、米英撃滅にその全力を投入したのである。いわば織豊時代の海外発展の夢を再現せんかの如き国民運動となって行ったのである。

しかし敗戦と共に戦争責任が糾明され、極東軍事裁判において暴露した政界、軍部、財界の指導者の責任回避の卑劣無節操な答弁は、又戦争中や終戦時における指導者の利己的な悪徳、不正は、道義の國日本、武士道の國日本の名譽を傷け、その頽廃堕落は国民の不信、虚無に陥れ、愛すべき祖国を見失った観さえあり、之に加えて食糧難から来る生存欲は様々の不正罪悪を加えて行った。

しかし米国を中心とする連合国占領管理政策は、ボツダム宣言の忠実な履行の監視により、国民生活の安寧秩序を回復させ、個人一人一人の幸福、自由の尊ぶべき事を教え、旧指導者の一掃と戦争の悪と悲惨を原子爆弾の投下と戦争犯罪の指摘により、いやという程知らされた国民は、民主的憲法の制定、人権尊重の諸法規の制定により、甦生日本の方針を示され、光明を与えられたのである。国民に知らしめず、依らしむべしとした天皇制下の軍部独裁、官僚政治を憎む心は昂まり、知らざる愚かさを悔いると共に、過ちを再び繰返さない決意のもとに、日本再建を誓い合ったのである。

しかし乍ら国民生活の安定さえなかなかうまく行かず国民は教育による建設は折角与えられた勧告に基く教育制度改革によりても、真に自覚を深めたとは考えられずアリリ力により与えられたものとの觀深きため、その理想的なることを知りつゝも、自國の教育復興についても猶他人事のように受けとったものは少くなく、政府にもGHQの命によりということで国民に権威づけるといった投げやり的態度や戦勝国への反感に基く消極的抵抗の態度がみられ、国民も亦占領軍の命だから長い者には巻かれろ式の事大主義的な考え方を受けとったむきも多いのである。かかる考え方に基く態度は、けだし日本人の封建体制の支配下育てられたものであるが、尚その源は古く、和辻哲郎博士によれば*1それは国民の歴史的風土的

*65 第一法規5(1) 155

*66 時事通信社、内外教育版40.7.20付 (1673号)

*67 " 40.10.1 (1694号)

*68 40.1.18毎日新聞、変転、苦惱する教師、福岡集会
(第十四次教研集会)

*1 和辻哲郎、倫理学下(全集第11巻) 岩波書店
P 398—400

な性格から来るものであり、所謂モンスーン的性格の特殊形態としての受容的・忍従的という根本規定による自発的・戦闘的な性格の稀薄さから来るものであり、自発性の弱さが感情融合的な態度と相表裏して現われ、自発的に物を考え、理性の納得するまでも追求してゆくという習性が之迄形成されなかつたのであり、国民の最も大きな弱点であると指摘され、それ故かかる性格は打ち直さなくてはならないものであり、我々はその点ヨーロッパの牧場的性格やシナやユダヤの砂漠的性格である合理的、積極的、意志的なものをとり入れねばならないとされる。

又戦闘的性格の弱さも感情の流露を尚んで意志の力の持続的な粘り強さを重んじないと結びつき、正義のためにどこ迄も戦うという態度の代りに、妥協し互譲する習性ができあがり^{*2}それは附和雷同の最もよき地盤であったとされる。

かかる態度は国民的性格に基くものであり、それが今度の敗戦に於て我々のとった態度であり、昨日まで敵であったアメリカに対し、一度敗戦となるや、すっかり之迄敵国に対しいだいてきた気持や見解を捨て去った如く接したのが、国民の大部分であったと思われるのも考えると可笑しい位である。そこには更に日本が之迄敗戦の憂目をみたことがなかった事からの甘さと、他は眞に日本のすぐれていることの確信とアメリカに対し憎むべき理由がはっきりされてなかつたことに原因があると思うここで着目すべきは、国民的性格の習性として働く大きな力と、眞に守るべき祖国の、認識不足ということではなかろうか。而してそこには軍国主義の下に発展してきた日本が、教育勅語に基く教育を、富国強兵や忠國愛國の観念をもって、官僚統制の天降り的に注入せんとした處に原因があると指摘されうる。建設は教育の力にまつところ大であり、最近の人づくり政策で教育投資論が盛になってきたが、広い意味での人づくりは、国民の歴史的風土的な伝統の長所を生かすと共にその裏にある短所を捨て去る教育をなすことによってであり、たゞ天皇を国の象徴として国民統合の象徴として、国民の民主的集中による一致協力、美しき和合をはかることにおいて、しかも中に合理的な思策による課題解決をはかることによつて、日本的な伝統に立脚する、それ故生きのびやすい、そして、普遍的な世界に通ずる国民道德を、そして、天皇をその中心とする道徳教育の充実こそ正に国民的当為としての国民的統一の具体的現実的にしてまた理性的な方策であると思う。そこに自民党の愛国心を中心とする教育と社会党日教組のいう教育を総合する地盤があるのでなかろうか。問題は自民党政府の官僚統制的な多数党なるが故の、討議による寛容と納得の欠けた権力的

な教育行政と、又日教組側の民主的というも同じく少数幹部の統制的な指導と組合員の労働者的な、しかも教育権による自主性創造性を唱えるものの、民間賃金との比較において格差のみられる低賃金^{*3}から来る生活権擁護の上からの経済闘争、支配階級に対する権力闘争意識に基き、組織の力にモノをいわせて附和雷同的に行動する被治者意識(これも国民的性格に基く)で政府に反対し「教員は教育という機能をよく果たす限りにおいてのみ、教員として重要とされている」^{*4}その義務をサボタージしたりせず、文部省に対し建設的な批判や独自の教育計画をたてて協力すべきはなし、且教育の諸条件整備、教師の労働条件の改善を要求すべきであり、又一方政府も協調による国民の教育をすゝむべきであり、この点労資協調についても同じことが云えると思う。

我々は戦後20年をへたのであるが、政府が国民と共にいかに再建し、将来いかなる方向に日本を持って行くか又敗戦の原因を深く追究し、過去の中からいかにとり又捨てるかを真剣に考えたであろうか。終戦は国民殆んど真相を知らないで、一部少数の政界の指導者達によって天皇制護持に専念しての処置であり、その後の憲法論議においても政府の答弁は国民の権利については消極的であった様に思われるし(前述)再建についても亦充分に国民とはかったといえるであろうか。

占領下におかれたとは云え、政府の中には占領終結迄忍自重、独立回復をまゝて民主化政策を、それ迄それ程の抵抗もなく受け入れておき乍ら、独立したからといって、急にアメリカから押しつけられた外からのものとして一挙に排撃し、民主主義の名の下に之を修正するといった形でかえて行こうとする動きは、戦前の動きに戻らんとする如き官僚統制の下、旧指導者層のイニシアティブでなされてきた点官僚独善のそしりを免れないであつて、新憲法定後の憲法普及運動においても、どれだけ徹底したであろうかというと、小生自身県代表として趣旨徹底の会に参加したものその後一回も伝達講習の機会は与えられなかつた事例からでも、(それは大分県に限られる事かも知れないが)後の安保改訂をめぐる国会の論議においても、政府は国民をつんばさじきにおくものと野党から非難されても、知らぬ一点張りの頬かむり主義で通したり、又安保改訂について内容を知るも

*2 最近の物価上りに対する政府の規制、米価公共料金、保険料値上げ調整や予算案作成にも機械的折半的態度がうかがえる。

*3 日教組の教育白書40.8.1毎日新聞

*4 ILO、ユネスコ「教員の地位に関する勧告案」
40.7.24毎日新聞社説

の1割、四分の三は意見なし（前述）といった（34年）状態、又39年内閣官房調査室で1600人を対象に国家意識を調査した処「今の日本でどんなことがあっても、これだけは守らなければならないと思うもの」は平和39%、家の幸福17%、国土2.5%、伝統0.7%と、日本の伝統、家族制度と愛国心を最もよくあらわすと思われる国土と伝統は極めて少いことは、政府が道徳教育を推進させつゝあったにも拘わらず、その反応は極めて低いのであり、又同年12月ちょうどナショナリズムが強く主張されたオリンピックの興奮がさめやらぬ時期都市小中高12校2400人（男女半数ずつ）を対象にして東京・田中教育研究所が「児童生徒は愛国心をどのように考えているか」についての調査^{*5}には「日本は外国とくらべてどんな点がすぐれていますか」では小学生は「景色がよい」が一位、中・高校生は「古い文化」が一位、「日本が発展するはどうなると思うか」については「国民が幸福になる」が圧倒的、そのあとは「世界の平和と人類のためになる」「東洋の国々が恩恵を受ける」というぐあいで、「子供たちの心に、政府が期待するような意味でのナショナリズムの芽ばえはみられない。むしろ人類愛といった方向への傾斜がたいへん強いように見える」とのべている。それだから政府は益々道徳資料を出して、無関心を教えるとし、之は教師が困っているからだと思うのであるが、洵に岡本太郎氏もいわれるように「愛国ということも無邪気に愛国心を高揚するところからはなにも生まれない」^{*6}のであり、又「指導意識の立場にある人からいつもスローガンが出され、民衆は上から与えられたものを消化するのに大わらわだった」^{*7}愛国心では、主体的に考えようとしため敗戦で崩れ去った様に、上からではなく教師と共に子供が日本によさを知り、又共によくして行こうとする一致和合の教育体制下すゝめて行かねばならないのであり、先ず文部省と日教組の一丸となつた体制がつくられねばならないのであり、互に他を非とし、譲らないでなく、胸襟を開いて共に国民の教育に当り人間像の確立に努めねばならないのである。そしてそこには現実なるものを正視し、客観的合理的に考え、解決に努むべきで、その真実を知ることを怠り、教師の現場も知らず、又一方指導資料も読まず、生徒の実態も知らず、組合で大言豪語することなく、又「現実が形成せられたということが結局において是認する根拠となり現実というものは常に作り出されつゝあるもの、或は作り出されて行くものと考えないで、「現実は作り出されてしまったこと、どこからか起ってきたもの」^{*8}かかる現実だから仕方がない。仕方なくさせている圧力が減れば、いわば逆コースに向う傾向——仕方なく戦争放棄から仕方なく再軍備へ」^{*9}という風に指導者が考え、国民

も考えるといった「既成事実の屈伏」という動きに「受容性、あきらめ」の国民的性格の短所を適用して、なしくずしに既成事実を積み上げて政府官僚が与えた現実に従わせるといったやり方は、新憲法が制定されて僅か4～5年の間に再軍備を軍隊でない保安隊に期待し、強化をはかったりし（前述）、又戦争放棄を命じたと思われるものが、亦再軍備を容認するといった外国の動きには、真に国民を愛し、亦他国を自国と同様愛しようとする気持がよくあるとしても、国民を侮辱し、国民を惑わし禍するものであり、欺くものではなかろうか。かかる人々を指導者として頂くならば、又その時々で変わることも予想せられるのであり、困るのは国民が一番である。眞の政治家として指導するならば、国民に真相を知らしめ、その赴く処を知らしめ、国民に「自発性、戦闘性」を持たしめ、合理的にしかも執拗に持続する態度や行為の仕方をいかにして国民に持たしめるか、そのための施策、管理を心がけることにより、民族の歴史的風土的特性における短所を拭いのけ、同じく特性に基く行為の仕方の独自性を生かし、「感情融合的な、しめやかな激情を、人倫的結合における情愛の深さ、こまやかさ、和らかさとして、亦自然観照での比類なき感受のこまやかさとして保ち続け、民族の伝統を生かし、世界史的視野において国民的性格を、一つの世界（世界国家）の形成という理念の下に打ち直す」^{*10}という方向に導く様努めることこそ、平和国家、文化国家を標榜して立つ日本の国民的當為の問題であり、政府の文教政策も教育基本法の理念に、単にコスモポリタンのそれを見出し、折角定めたものを打ち消すことなく、かかる民族的伝統を生かす方策により、例えば最近再び審議を始めた中教審の「期待される人間像」の中に盛り込んで、高坂博士が云われるよう、教育基本法の精神を定着させ、それを実現するにふさわしい日本の具体化特殊化を充実させることこそ根本事であると思う。

（2）国民的當為の問題

1 教育政策の在り方

そこで政府のなすことは、国民的統一の重要性を闡明

*5 40.4.26毎日（教育心理、三月号掲載）

*6 40.4.26毎日新聞戦後日本の発見（苦惱する愛国心）（下）

*7 40.4.24毎日新聞戦後日本の発見（苦惱する愛国心）（上）

*8 丸山真男、現代政治の思想と行動、上P 118

*9 " P 175

*10 和辻、P 398—401

し、国民的当為の問題を世界史的視野の中で解決することを指導育成することである。それは国民個々に考えさせ、結集に努めることであり、政党政治の弊を出来るだけ避け、政府与党に対し、事毎に野党が反対する如きことをながらしめる様努めることである。そしてこそ益々与党は国民に支持されるのである。もし政府が与党のみを重んじ、法律に定める学校が与党を支持する政治教育は許し、与党に反対するための政治教育を禁ずるならば、権力による一方的利党的行為であるし、それが教育基本法によるとは云え、政府が特定の政治教育として禁ずることは、権力の濫用を伴いやすい故、慎重に慎重を加え、寛大に扱う方が、多数党による政府の寛容的態度として、結局は国民の信頼をかちえるし、禁ずることによる言論、思想の自由の制限による弊害が少く、国民の自主的、進前的考え方をのばすことになり、国民的統一が促進されるのではなかろうか。

この事はこれ迄の人類の歴史を顧みる時、教育は支配階級の支配する手段としての教育に堕し勝であったし、それを以て国民を拘束し、之に従わせるといった保守的な適応をさすことが多かった。しかし西欧では18世紀から19世紀にかけてのいわゆる自由主義の時代には、「国は国防と警察以外のこととは、国民の生活に対して積極的に手出しをしないのがよいと考えられ、従って教育も私人の手に委ねられるべき性質の事業とされていた。しかるに近頃のように、国が国民生活のすべての分野において積極的に干与するようになれば、教育についても国が政策的にその方向づけをする。すなわち国は教育を通して國の欲する人間像を国民の間に形成し、これによって国家目的の達成に寄与させようとするのである」*1

日本の場合今度の戦争迄は教育政策は皇室中心の国家主義思想の育成普及を目的とし、忠君愛国の精神をもつ人間像をつくり上げることを教育に期待した。戦後の教育改革に基く教育政策は平和を愛しつつ民主的な人間をつくることが教育の目標とされた、処が独立後の日本の教育政策は、之を不充分として、愛国心（天皇を中心とする）の道徳教育を強化しようとしている、それは明治憲法下教育勅語に基く教育が忠君愛国の教育になって行ったことを充分顧慮しているのだろうか。前の教育は戦争によるとはい、その至らざる処を暴露した。ここに我々は伝統の上に立つとは云え旧指導者層の復活、官僚統制的な指導による教育行政が往年の国家権力による教育の方向と内容を画一的にきめ、言論、思想の自由よりも、特定の思想に立つ国家建設を重要であると考え、その国造りを支持し、助けるために、国民の間にその特定思想を植えつけ、しみこませるための手段として教育を利用した国家主義的な教育政策に再び戻り、政治が教育

に優先して、教育によってつくられる人間像が、国の教育政策によって一定の思想的制服をさせられるようになるのではないかと危惧するのである。

そこにはやはり国が教育を指導する面があると同時に、教育が政治をはなれて人間を人間にする、「人間性を目覚めさせ、人間の自由を保障し、人間を人間として解放する」*2ヒューマニズムの立場において、人間性の要求する人間像の形成を目指して行われる面もあることを忘れてはならないのである。

そしてデュルケムが云うように「道徳の領域は義務の領域であり、義務とは命令された行為である」*3そして政府は命令された行為を道徳的に正しいこととして国民を教育する。

しかしこそでデュルケムは「だからといって道徳的良心は全く問題が生じないわけではない。道徳的良心はしばしば（この外がらの東博に対し従うか背くか）二者擇一を迫られて当惑し、躊躇する。たゞその時大事なのは個々の状況に応じた特定の法則を発見し、これをその状況にいかに適用すべきかを知ることである。この柔軟な適用を果たしうるものは、道徳行為の主体をおいて外にない」*4という。しかしここで命令された行為は「個人と接合し、個人との間に間隙のない、個人の中にたくましく根を深く下ろしている」*5社会の命令する行為であり、その中の国家（政府）ではないのである。しかしながら支配階級は国家を代表し、国民に命令する時それが專制的である程国民を圧迫し、悲惨に追い込んだ。そして政府が大間違をやり、しかも国民が「与えられた現実」として宣伝、教育により無批判に権威を認め、之を信じ服した故にこそ悲惨な戦争をしたのが今次の戦争であった。それ故われわれは宗像誠也氏もいわれる様に「国と政府とをはっきり区別しなければならない。」*6そして「教育について最後の責任は親と教師とが直接に責任をもつ外はない。」*7のであって、教育委員会や文部省は教育行政上からの管轄、管理、助言、指導の責任はあるとしても、実際の最後の責任は親と教師にあると考えざるをえない。文相や教育委員会が全国諸学

*1 矢内原忠雄、教育の目ざす人間像（現代教育学1、現代の教育哲学P220）岩波

*2 長田新、教育学はどこへゆく（現代教育学1、教育哲学P209）（岩波）

*3 デュルケム、道徳教育論P57 明治図書

*4 同 上

*5 " P108

*6 宗像、私の教育宣言 P31

*7 " 33

校の末端までの教育責任をどうしてとれるであろうか、最後は教師の責任ではないか。それ故上からとして権威づけての命令も、それが生徒の成長、人間形成「発達をめざす価値的人間形成」*8に関して、教師が法に従い良心に基き教育活動をなすならば、強制される義務はないのではなかろうか。勿論法の改正や法的措置の仕方に問題があるが、法は広く解されうるような教育基本法にじこむべきで、詳細に規定するのは改悪であり、教育内容も基準として示すべきである。ここに我々は長年の官尊民卑的な隸属的態度を改め、むしろ教育行政がアメリカ教育使節団第一次報告2にある如く、「民衆統制に基づく」*9住民の監視、「帝国主義と独占資本の支配とを排除して真に自由で民主的な独立した社会科学的ヒューマニズムに基く政治的経済的体制を確立せんとする」*10下からの民主化（上からではなく）に基く、新しい国民文化を民族の伝統の上にたてるためのものでなければならない。そしてここに教師は直接教育を担当するものとして、父兄とともに正しい政治による教育政策を求め、現実ととりくみ課題に答えると謳っている倫理綱領を正しい方向に勇気をもって実践すべきであり。「真理と正義を愛し、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた、心身共に健全な国民」の育成のため、大学には入っても「5～600人の学生を相手にした一斉授業が多く、アルバイトが常態化し、文科系では三分の一程度が常時欠席するといった大学に、単に肩書を重んずる社会のためにきびしい入試準備と競争に奔走し、政治家、政府、社会の要求に応ずるばかりでなく」*11 父兄と共に本来の教育の使命に直進すべく、政治家や政府に訴え、今後の日本の社会像、人間像の樹立に努力すべきであると思う。又「戦後日本の社会をつくった主体が日本人自身でなく外からの力によって民主主義が促進された」*12 という事実において「日本は戦争に敗れたばかりでなく、戦後日本の建設にも責任をもつてつくる立場に立たず敗れた」*13 のであり、「戦後は終わったどころか敗戦の傷あと歴然たるものがある」*14 ことを銘肝すべきではなかろうか。

又かかる原因そして責めは当然政府指導者にあるのであって、それを国民の蒙昧怠慢のせいにして独善的に自負し、他を非難し、権力をもって上からの統制を強化するのみで、自ら内部の汚職、与党や高級官僚の横すべり、天降り人事、選挙違反、怠慢、非能率、行政機構改革の反対*15 に反省、メスを加えようとしないのであるならば、どうして指導の効果をあげることが出来ようかここに国民の大なる不信が生ずるものといわねばならないのである。

尚万成博氏の現代日本の指導者695名の調査（35年3月5日毎日新聞記載）によると、当時の政界のリーダーの平均年令は58才であり、文化界、産業界の指導者の平均年令は63才であり、明治30年前後に生まれた人がほとんどであったとし、又現在のリーダーの35%までが華族の出身であり、むしろ伝統的な価値を大幅にとじめながら、近代化をとげているということが出来るとのべていることや、中教審の「期待される人間像」作成の委員のメンバーに「戦前の思想家が多く、その平均年令が68才」*16 ということ、等どうしても時代感覚が古く、民主主義についての理解が薄く、既往の指導者意識に立戻り保守的になるのではなかろうか。それに熟しやすく醒めやすい国民性は一般国民と共に、政府首脳部により与えられた現実に弱い国民性も亦同様で、下に対して独善的独裁的な傾向はなかなか免がれがたいものと思われる。又それ故「追放政治は日本の政治および経済に何らの痕跡を残さなかった。権力の人的構成からみた場合、戦前のそれとあまり変わってない。血を流さないギロチンは、結局ギロチンではありえなかったのではないか」*17 と木下半治氏は述べているが正鶴を失してはいないのではなかろうか。

2 自民党の道徳教育論

以上国民的當為の問題をいかに解決すべきかについて政府の教育政策が権力によるものではなく、教師の自主的な教育活動と相まってはじめて民主的になされうるのであり、そのためには戦後はじめてといった気持になり、決意を新たにすべきことを訴えたいのである。しかし戦後の教育において特に重大な文教政策とされた道徳教育の強化推進について之迄政府文部省と野党日教組の抗争をのべてきたが（1）、更にそれらがいかなるものであるか、そしていかなる点に相違があるのかをのべ、道徳教育の真の在り方は奈辺にあるのかを考慮せねばならないと思う。

自民党政は33年以来道徳教育を既に実施してきた。

*8 山田栄、道徳教育講座第4巻P132角川書店

*9 学校行政事典、P3誠文堂新光社

*10 長田新、前述P213

*11 40.1.8毎日新聞、現代教育への疑問(上)、永井道雄

*12 "

*13 同 上

*14 "

*15 每日39.12.18 38.6.1

*16 40.1.13毎日

*17 岡編、現代日本の政治過程P264

自民党の道徳教育に解する見解は下記の如くである。但し以下社会党、共産党の道徳教育論は古川東大教授の編著書「道徳教育講座第一巻道徳教育とは何か」（角川書店33年10月刊）から「冷静に理解し……中正な道徳教育の論議の建設に資するため、代表的な諸政策その他にたずねて正確な資料を読者へ提供しようと努めたもの故引用するものである。さて自民党では*18 「日本国憲法がその成立を多分に占領軍による押し付け的意図を負うごとく、教育においても今日教育基本法に定められているごとき教育目的に関し、国会審議の際に祖国観念の涵養を明確に規定することができず、占領軍の日本弱体化の意図からこれを認められなかった。又教育目的が歪められただけでなく、社会科も「天降り」である。米国において実験中で賛否両論のあったものを、日本国に天降り的に普及させたものである。

そこで独立後之を修正した。今度の指導要領をみると内容は小・中学とも

(1)人間尊重の精神、(2)社会の一員としての生活、(3)国際社会に貢献できる日本人の育成という三項目の目標を掲げ具体的な徳目も二、三十項掲げてある。こうした目標の根本には技術教育が重視されることと並んで、平和的文化国家をつくるには科学技術の振興とともに道徳教育がぜひとも必要である。という根本的見解がある。具体的にいえば、いかに文明が進み、科学技術が進んでもそれを使い、動かす根本の力は常に人間だからである。人間の善なる意志のみが人類を怖るべき恐怖も破壊欠乏から救うことが可能である。また健全な議会主義的民主主義は人間個々の良識に基づくものであって、人間の良識が自由に進展するところではじめて社会の規範を守ってゆくことができる。

しかし日本では社会的正義をなすに必要な判断と勇気を欠けているのではないか。そこで子供たちの心に弱い人を助け、老人をいたわるなど道徳的判断に基づいた正しい勇気を養うことが必要となる。そして教育の生命は根本的に道徳教育にあると考える。」とする。

かかる自民党の道徳的教育論は洵に尤もであり立派な意見である。要はその方法にあり、又立派な三項目の目標にいかなる内容、徳目なるものを持たせるかにある。人間の良識といつてもそれが置かれる社会をいかに考えるか、社会と個人との関係をいかに考えるか、様々な個人の労働による生産をいかに価値づけるか、又人間の権利のための法や権力との闘いの限界をどこに認めるか、民族や国家階級をいかに解するか、国際社会に貢献するため外交上いかに動くか等、階級意識や民族意識のからみ合いの中で資本主義社会を志向するか社会主义社会を指向するかによって、教育の内容も異なってくると思わ

れるし、教育の方法も教育学的に様々の型が考えられるのであり、系統学習、徳目主義の注入に陥らない様、様々な学習移行による方法も考慮して、指導要領を基準とし、教師の職場を改善、明るい雰囲気で詰込み学級やマンモス学校での一斉授業を少くするといった教育条件の整備拡充の意を示すべきである。権力を持ち有利な自民党は合法的であるからといって、道徳的に常識から非難されるような権謀術数的な相手の虚をつき単独採決したりしない。寛容慎重な態度を示す様反省自肅、もって範を示すべきであり、監督行政の強化、禁止的立法措置のみで教育のこと終れりとしない様改むべきである。ペスタロッチが述べたといわれる次のことは千金の重みを持っているのではなかろうか。「政治権力は、国民に向かって、しばしば道徳的であれと要求するけれども政治権力が国民に向かって道徳的であれと要求できるのは、権力それ自身が道徳的である場合だけであり、換言すれば、権力が権力でなくなり、権力としての行動をしなくなった場合だけに限られるのである。権力は国民から奉仕されるべきものでなくて、逆に権力が国民に奉仕し、その生命を国民大衆の救済に捧げようとする限りにおいてのみ、国民に向かって道徳的であれと要求することができる。」*19 佐藤総裁が公党として派閥を禁じ、政治の姿勢を正そうとする努力に敬意を表し、今回の日韓条約批准時の如き混乱の源を断たれる決意と努力を期待するものである。

3 社会党の道徳教育論

政府の文教政策に反対する社会党と雖も「愛国心と道徳教育」を否定するものではなく、社会党组织局長江田三郎氏は次の様にいう。「保守党は日本の国土の上に日本の安全に何ら役立たないだけでなく、むしろ日本を戦争に引き込む危険な外国基地を作りめぐらすことを許している。さらに外交政策でもことごとにアメリカの意向を気にし、何らの自主性も主張しえずにいる。これでは彼等の口にする愛国心は、日本国民の幸福を念願し、それを実現しようとするものではなく、少数者の利益と特権を維持しようとするものであって、形こそかわってもその中身は戦前の忠君愛國と変わるものではない。われわれは単に保守党の唱えるうしろ向きの道徳教育や、愛国心に反対するだけでなく、革新の眞の愛国心や道徳教育をもっと積極的に打ち出すべきだと思う。平和と民主

*18 古川教授編著第一巻P 231—246

*19 倫理学年報第14集、有斐閣 金子光男「ラッセルの政治権力と倫理」からの引用 (P 120)

々義と社会革新の理想を離れては眞の愛国心はない。同時にそういう理想をもった国民をつくることが眞の道徳教育だと考える。その意味で新憲法こそわれわれの愛国心と道徳教育をそのまま体现したものだといつてよいだろう。」*20 「即ち新憲法の戦争放棄、國民主権、基本的人権の三本の柱を守りぬく國民をつくる教育が道徳教育であり、そのために青少年の日常生活をとりまく生活環境、教育環境を明るく浄化する教育諸条件の改善、特に教育予算の拡充が先決である。(そして)自民党との対立点は

- 主体的道徳的心情は社会構造、人間関係の中でのみ正しく育つのではないか(教育諸条件の整備、不良文化財、マスコミ、商業主義、汚職の現状で道徳のみで不良化を防ぐは不可能)
- 高校では「一般社会」本来の方向にそって再検討すべきである。
- 特設やすべての教師がすべての時間にというのは特設時間と担任教師にお任せする傾向に陥る。
- 道徳教育担当者は教訓的説話、善行体認者らしく「退屈な偽善者同士の定期的芝居」を演出するのみである。
- 副読本を求めるることは教科書採用へ拍車をかけるし(それは高校の如く教科の中へ道徳科目を入れることになる。)
- そしてそれは更に教育の官僚統制を強化させ教育の中立性を破る等である。」*21

そこには新教育当初の経験主義に基く生活単元カリキュラムによる、社会科を中心として人権を守り、革新的批判的精神を涵養する。社会的人間の育成を主張しているものと考えられる。勿論自民党政と雖も教育諸条件の整備、社会環境の浄化、社会福祉の向上を計っていないのではない。たゞ問題は自民党が資本家達を中心とする人々により支持構成され、国民にとって少数の者の利益のために国民大衆を犠牲にし、資本家階級の利益福祉を優先させるもの故、そこには自ら限界があり、それは見せかけ的、お義理なものにしかならないと、社会党は自民党を階級的政党とみ、現代社会の指導者達の保守性からかく判断するのである。

しかし社会党や日教組が保守側の監督行政の強化之つとめたのに反対するあまり、反対を通して何を建設しようとするかは明らかではなかったと永井氏が前述の新聞で(40年1月9日毎日)云われる様に、そして江田組織局長や日教組の宮之原委員長も「教育基本法を基調としながら時代に対応できる教育とは何かを具体的に明らかにする時がきている」*22 のに「権力の教育支配に対しても

以上教育における二大政党の道徳教育論とその批判

その攻撃が急激なあまりにいきおい防禦的となり、批判と反対のみに重点がおかれたことが反省される」*23と認め、委員長自ら「私の教育論」を著わし、積極的姿勢を示しているのは、政府と雖も期待すべきことであったと思うのである。

尚「末端の教育実践の場における道徳教育」の一端を39年6月大阪教職員組合が府下の109校の中學について行なった「道徳教育実態調査」*24によると「道徳教育の手引書を利用している学校は55%、よく利用している学校は7%に足りない。又副読本をもたせている学校は103校の特設中23校で、よく利用されているのはわずか8校といった現状で、それは日教組の道徳教育の特設時間反対がいっさいの道徳教育反対というニュアンスをもった運動方法がとられてきて、道徳教育に対応しようとする姿勢での批判ないしは実践的な方法を探索するということはほとんどなかった。(そこには)教師の側だけでなく、教育委員会の自信喪失の均衡状態」と指摘し、反省されている。これは全国的に共通した現象ではなかろうか。高校の旧「社会科社会」での倫理単元の取扱いやホームルームの運営、倫社の運営等についても之に似た抵抗的・消極的・サボ的现象がみられるのではなかろうか。そして又教育行政側にも文部省から通達や告示により指導要綱・要領・道徳指導資料の配布となつても末端の現場の態度に対し形式的の扱いやなれ合い妥協に終つて指導行政まで行きかねるといった均衡があるのでなかろうか。ここにも文教予算の貧困とはいいうものの指導者・教師両者とも自粛・批判・刷新が望まれるのである。

しかし最近保守攻勢の厳しい現実の中、教師も東大宮坂哲文教授の調査によると「文部省の指導資料は半数以上の教師が生徒指導の参考に利用している」ということが40年1月の日教組第14次教研全国集会(福岡)で報告され*25 文部省の徳目主義による官製道徳教育の定着が之に対抗する日教組方式の貧困さのためになされつゝあり現場教師の混迷、自信喪失が目立つたと新聞は報じているが、教育本来の意味からみる時、対決は当然起るのであり、そのための苦悩も望ましい人間形成のためであるならば、文部省、日教組ともにやむをえない、喜ばしきことではあるまい。

*20 39.5.23毎日、愛国心と道徳教育について

*21 古川、道徳教育講座第1巻P237—239

*22 江田氏、前述の新聞

*23 宮之原貞光、私の教育論、三一新書P19

*24 行田良雄編、道徳教育批判P163—4 165—166

*25 40.1.18毎日、変転苦悩する教師

以上教育における二大政党の道徳教育論とその批判及文部省日教組の反省について記したのであるが、次に資本主義に対し明白に国際的に対立する政策を掲げる共産党の道徳教育論についてのべることにする。

4 共産党の道徳教育論

共産党も社会党と同じ様に「民主的な環境こそ先決である。教育者は教育されるものとともに考え、行動し、自分の誤まりを改めながら具体的に現実の生活のうちで発展する社会から、絶えず集団的に学びながら教育するという方法でしか教育することは託せれないし、またこうした教育のうちでこそ、自主相互尊敬も生まれてくるのである。話し合いと納得によって、集団のうちから妥当な実践の基準が一步一歩築きあげられる。

- 平和・創造的労働の尊重、民主々義が教育・道徳またはしつけの大きな目標である。つまり民主々義がいわば道徳的教育の大きな目標でもあり、教育の実践的な方法である。
- 文部省の意図は国家権力による個人の道徳の規制をなし、政治の貧困による責任を学校と教師に転嫁し、具体的な場で実現の可能性のない徳目教育によって子供を分裂させ、子供にごまかすことを教える又現実を肯定し、権力の要求を無批判に受け入れる国民をつくる。」*26といふ。

ここにみられるのは具体的な現実の生活の中で、生活を通して、平和な民主的な社会を師弟共に建設する、即ち労働を通して共同に学習して行く、経験主義的教育、生産教育こそ正しい民主的教育であり、道徳教育であるとする考え方である。それは絶えず現実の問題に直面させ、その解決と共に苦闘するようとする教育であり、社会から切りはなした、そして社会の中で与えられた自己の現実を個人的努力により肯定したり、その中で自己の成長をはかるうとする考えは、資本主義的人間の思考の型であるとして、自民党は資本主義の枠の中での道徳教育をなさんとするものとして、社会党と共に之に反対する様に思われる。

しかし共産党が民主的な社会環境をつくることが先決であり、之を平和的につくること自体が教育実践であり生徒児童のしつけであるということはよいことであるがしかし共産党が政権をうるための政策としてかゝげ、之をえた社会主義諸國の共産党独裁を思ふ時、言論、思想の自由といった基本的人権の擁護はいかにして可能であろうか、共産党においても保守党の法によるといいつゝも、独占資本の圧力に左右され、官僚をして権力統制するに对抗しての「憲法擁護」*27のカテゴリーの下に広汎な民主統一戦線を結成して、しかも、同書230頁に示される日共第七回総会で、新綱領の「日本解放と民主変

革を平和の手段によって達成しうると考るにはまちがいである」を訂正してむしろ憲法をフルに利用すべきことを決議した事実は、やはり自民党の押しつけ憲法改正に通ずるものがあり、暴力革命を隠した民主革命の意図がうかがわれるのであり、平和主義に徹し、人類平和の悲願に達せんとする、戦後日本の一般の方向とはズレるものがあり、全面的に共産党の政策はとり入れるべきではないと思われる。

(3) 真の教育を求めて

以上代表的な政党の文教政策の中で当面の問題となっている道徳教育論について、のべてきたのであるが、そこには現代の政党の状況からみて、当然階級政党的な臭いが感じられるのであり、之等の理論を通して、われわれは国民的統一の基盤に基く、国民的當為の問題はさし当り何であるかを考え、ここに共通の廣場を求め、又その条件を考えることにしたい。

ここに立教大総長松下正寿氏を委員長とし、高坂正題小原国芳、高山岩男、金子武蔵、吉川哲史氏らを交えた四十を越す教育、宗教団体、それに著名な学者たちが参加し、1年間にわたり、人造り、を国民自身解決する問題である立場として研究してきた、日本教育国民会議の見解として「考慮すべき日本人の特性」をあげることによって考察を進めて行くこととする。その日本人の特性として、

1.情緒主義的、非合理主義的性格、2.台風的、火山的島国性格、3.付和雷同的、個人意識の不徹底、4.家族的利己主義、5.外国崇拜と文化的劣等観をあげている。そして、それらは和辻博士が指摘せられたように、日本の歴史的風土的特性に基く国民的性格であり*1又フロムが国際外交の上で「感情的偏見で、合理的に考え理解しようとする態度に欠け、独善的となり、反対するものを非難し排斥するといった態度は、思考の病弱的症状、偏執的思考に基くといったこと」*2は、たゞ米国やソ連のみならず、わが国には島国性として、セクト主義に基く動きとなって続いており、上述の2.台風的火山的性格が、1.情語性的、非合理主義的性格となり、更に、3.付和雷同性の地盤となって、仲間の意識の中に組織として行動し、自己を没却させ党利党略に走らせ、自分達の

*26 古川、同上書P 246—248

*27 山田宗睦、戦後思想史P 228

*1 和辻、倫理学下P 400（国民道德論全集本岩波書店）

*2 フロム、人間の勝利を求めてP 19

なすことが、丸山真男氏の云われるよう^{*3}に一たび成功し、天皇の下に権力をうるや、勝てば官軍的な意識をもって、国家的なるものの内部へ私的利害が侵入し、上からの権威を笠にきての下への抑圧、私事の優先がみられ⁴。家族的利己主義となる、戦争も組織の中でやつたのだから致し方がない。行政も同じ様に責任を転好させて非能率さを示し、セクショナリズムに墮すといった現象は政界のみならず、社会各界における指導者層に残っているといえる。

金子武蔵博士が述べられているように「相違し、さらには対立するものを深い根底から統一する精神」^{*4}が台風的、島国的性格のため徹底した持続的に客観的に、自主的に思考するといった合理主義的傾向をおこさず、火山的台風的な風土的性格の故に歴史的性格としても、与えられた現実に対し、思考を断念し、現実に受容的に情緒主義的態度をとり、自覚されずに雰囲気や気質にとどまることが多いため、精神は死にひんすることが多く、「対立するものを深い根底から統一する」ことを可能にする客観的イデーを透見し、表明しえず、自己を捨て妥協、付和雷同するか、又は客観的にイデーを透見しえず私事を以て、己に所属するものに権威的に強制づけるといった精神の段階にとどまるのである。そして「精神がイデーを透見し、表明し、組織するならば共同体は更新せられる」^{*5}ことを努力せず「政治は倫理である」（後藤新平）ことに努めず、たゞ「何ごとも自由に論議せよしかし服従せよ、（フリードリッヒ大王）「せいぜい穏かに話し、棍棒でゆけ」（セオドア・ルーズベルト）「政治とは指揮である。指揮は服してもらうことである」（ド・ゴール）「政治はもっぱら権力と無慈悲だけが有効な手段となっている領域なのであって、政治にふみこむ者は、悪魔的な力と契約を結ぶ」（パッペンハイム、近代人の疎外）^{*6}といった政治悪の非情から、「私はおまえのいうことにはみな反対だが、おまえがそういうことを主張する権利だけは認めよう」（ヴォルテール）という寛容で、英國流の議会運営を範とし、「よい目的はたゞ適切な手段を用いてのみ達成することができる。

目的は手段を正当化することはできない、その理由は用いられる手段は産みだされる目的を決定する。という簡単明瞭なことである」（オルダス・ハックスレー）論理を政治に生かす努力を指導者自ら襟を正してなすべきであろう。そしてそれは政府や資本家の統制圧制に反対する反対派の指導者にも通用するのであって、例えば教育の国家統制に反対であるならば、組合幹部の強権的統制、形は民主的であっても、その実、意図することややり方において非民主的な少数専制は同じく反対さるべきことで、どこまでも自分自身の自主的な意思の決定が重

んじられ、それが組合活動の根底になければならないのであり、民主的運営のルールの尊重とその慣行化を常に図らねばならないのである。

かくて我々は日本の教育の目的を達成するための教育政策や教師諸団体の国民運動が、眞に正しい実りあるものにするために、まずそれらを行う人達の環境を整備し民主的なものにして、両者一丸となって、歴史の伝統に立脚しつゝも、憂うべき国民性の短所を再び出さないようにたえず留意し、そのためにも民主集中的な、互いに戒しめ合い協調して行くといった雰囲気を醸し出す努力が必要であり、勤務評定のごときも眞に科学的な基準をつくり出すに努め、単に上から下への一方的なもの、通告も指導もしない寄らしむべ的なものでなく、生徒の人間形成のための研究協議提携のためのものとし、又下から上への公選による、上からの独善的統制を防ぐ評定が再検討さるべきであり、ここに利解と信頼による開放的な社会の前進基地たらしむべきである。

そして中教審の「期待される人間像」も日本人が日本人に期待する人間像として、広く国民に中間草案を発表した趣旨をかんがみ、主査高坂博士が説明されるような、教育基本法の精神を日本の精神的風土に定着させるために、いかにしたら具体化されるかを考え、新憲法や教育基本法に示される、民主国家、福祉国家、平和国家、文化国家の四つの理想的国家像がいかにしたら具体化されるか、その内容を検討すべき秋であると思う。そしてそのためには理想国家を実現する個々の国民が、いかなる人間像の下に形成さるべきか、人間についての考察をなすことにより、国民の指向する人間像を確立することにおいて、国民的統一をなし、かかる人間になることを、国民的当為の先決事項となすことを決意し、国民的結集をなさねばならない。

そして保守派も進歩派もそこにイデーを透見し、表明し、組織づけることに努め、互いに之迄の経緯から来る感情的対立を忘れ、たとえ中教審の委員の平均年令が六十何才であろうが、そのイデーについてきくべきはきゝ又官僚の推進させてきた道徳教育の内容、指導資料についても謙虚に、合理的精神で検討し、内在的には非々主義の批判を加えつつ、自由にして創造的な、しかも執拗に持続させる粘着力をみにつけ対決すべきであり、民主主義の制度と人間との空隙を埋める民主的人間の育成

*3 丸山、現代政治の理想と行動、上 P12

*4 金子武蔵 倫理学概論 P 88—89 (岩波)

*5 同 上

*6 以上戸頃重基、雑誌 道徳と教育 (日本道徳学会、昭36.1.1N°32 P 2—3

と自ら民主的人間たる資格、それになるに耐える人間たるべく努力しなくてはならないと思う。

歴史は繰返されるというが、我々が今問題にしていることは、明治維新において日本が西洋文化の摂取につめた明治5年から14年にわたる10年間にすべて出ているという感じを持つと、専修大学教授古川原氏が云われ*7又今も昔明治21年と同じ、始末をつける教育観*8と東大教授宗像誠也氏は云われるが、戦後の日本の教育も、外国から進歩的教育制度を取り入れた明治と違い、与えられたというものの、独立後の国粹主義の動き、そして官僚統制の動きをへて、再び反省期に入ったというべきであり、明治の教育勅語に代る、個人主義的民主道徳を日本の精神的風土と世界的にみられる人間像の分裂をいかに統一するかという世界史的視野の下に定着させ、日本的にして、他国に理解されないが如きものでなく、世界的な普遍的な人間像、国家像の確立に努めることにより敗戦から漸く立ち上がることが出来、そして世界の中に光栄ある世界国家の建設をめざして行く、平和国家、文化国家、日本の道が見出されるのであるといわねばならない。

しからばいかなる人間像であるべきか、又現下の人間形成の教育内容、特に道徳教育の内容の詳細、又それについての批判は紙数や締切日の都合上後日に譲らざるをえない。

終りに私事をのべて恐縮であるが、のべさせて頂くことにする。この執筆により、教職についてから二十年以上を経過した現在、戦争中から戦後二十年間の教育界における出来事を、いかに等閑視し、他人事の様に過してきたかを恥づかしく思うのであり、又歴史的・社会的に考察することが大切であるかを改めて感じさせられたことである。しかし叙述において平素の教科的研究に追われ教育全般や教職に関する資料不足のため、しかも戦後現在迄と欲を出しそぎたため、冗長平板化した憾みがあるが、この小研究により一日も早く同志の結集による、教育の使命に父母や社会の有識者と共に邁進することを痛感せられる次第である。次に引用を明らかにしてないが参考にした文献をあげる。 40・12・13

*7 岩波新書、日本の教育59.12.14証言 P 5

*8 " 私の教育宣言 P 4

講 座 現代倫理 7	筑摩書房
" 11	"
倫理学年報第十二集	日本倫理学会編
第十三集	"
第十四集	"

小島 軍造	民主主義の倫理と教育	理想社
森 宏一	日本イデオロギーの系譜	真善美社
リード	平和のため教育	岩波書店
細谷 俊夫	教育方法	"
高坂 正顕	私見・期待される人間像	筑摩書房
西村 茂樹	日本道徳論	岩波"
雑誌	道徳と教育	道徳教育普及会
"	教育の時代：人間教育の復興	東洋館出版社

教育問題研究会、道徳教育の実際

毎日、時事、日本教育年鑑

尚本稿提出間際、詳細な「戦後教育論争史」（船出謙次著）二冊書店で発見、参考にしえず、残念である。)